

令和4年5月例会：次第（令和4年5月28日開催）

1、会長挨拶

2、行政より新型コロナワクチン4回目接種に関する説明

3、南草津こどもクリニック 院長 高田 亜希子 先生のご紹介

4、報告事項

【会員の状況】 令和4年4月

(1) 会員の状況

A会員： 142名、 B会員： 164名、 合計： 306名

(2) 会員の入退会等について

○診療所の管理者変更

一般財団法人競馬共助会 栗東診療所

勝浦 章知 先生 (R4年1/3ご逝去) → 牛窪 ^{しげお}成雄 先生 4/1付

○B会員の入会

梅澤 邦彦 先生 淡海医療センター 4/1付

岡田 正治 先生 淡海医療センター 4/1付

○B会員の異動

松村 憲一 先生 淡海医療センター → 淡海ふれあい病院 4/1付

山中 晃 先生 淡海医療センター → 淡海ふれあい病院 4/1付

藤堂 義郎 先生 淡海医療センター → 南草津健診センター 4/1付

○B会員の退会

木下 武 先生 淡海医療センター 3/31付

鶴田 宏史 先生 淡海医療センター 3/31付

吉本 昭 先生 淡海医療センター 3/31付

藤田 真也 先生 草津ハートセンター 3/31付

【総 務 部】

【総 務】

(1) 医療法人の設立および解散にかかる申請書類の提出期限について

医療法人の設立および解散については、その認可にあたり県の医療審議会の意見を聞くこととされているが、令和4年度の第1回滋賀県医療審議会医療法人部会は令和4年8月に開催予定であり、当該審議会にかかる申請書類の提出期限は**令和4年6月24日（金）**であるとの通知があったので、ご了解願いたい。

なお、提出された書類に不備があった場合は、その次の審議会での意見徴収となる場合もあるので、できるだけ早く事前協議を行い申請に備えていただきたいとのことである。

問合せ先：滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課 医療整備係 TEL 077-528-3625

(2) 虐待による児童の死亡事案の情報共有について

児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事

件も後を絶たないなど、依然としてその防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっている。

については、児童相談所等が虐待による死亡が疑われる事例を可能な限り幅広く把握し、虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に資するようするため、医療機関に対して、改めて以下についてご協力願いたい。

- ・児童虐待に係る各種通告等
- ・虐待防止法第13条の4に基づく「児童相談所長等から直接情報等の提供の求めがあったとき」に加え、「診察依頼等を通じて児童相談所等の取扱いがあったことを把握している児童虐待に係る事案のうち、当該児童に関しその後の虐待による死亡が疑われると判断した場合」についても、当該児童の取扱いのあった児童相談所等の関係機関に対して、当該児童の氏名及び当該児童の死亡の事実を共有する（例：事例把握の度共有、定期的にまとめて共有等）

なお、児童虐待を受けたと思われる児童が死亡にいたっていない場合において、警察が当該虐待事実について児童虐待防止法第6条第1項に基づき児童相談所に通告し、医療機関に情報提供をした時は、同一の虐待事実について医療機関は児童相談所に重ねて通告する必要はないが、当該児童の医学的所見等について、児童相談所及び警察との情報共有に遺漏のないように対応いただきたい。また、その際に、新たな虐待事実が明らかとなった場合は、医療機関から児童相談所へ通告願いたい。

(3) 令和4年度「歯と口の健康週間」の実施について

本週間は、歯と口の健康に関する正しい知識を国民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的としている。

本年度は6月4日（土）から6月10日（金）までを実施期間として、普及・啓発や各種催物等が行われるので、ご了知願いたい。

(4) 令和4年度「全国安全週間」の実施について

厚生労働省では、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱している。

本年も「令和4年度 全国安全週間実施要綱」に基づき、7月1日から7月7日までを安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、『安全は 急がず焦らず怠らず』をスローガンとして、全国一斉に積極的な活動が行われるので、趣旨をご理解のうえ活動にご協力願いたい。

(5) オンライン資格確認導入に関するリーフレット等の送付について

オンライン資格確認等システムについては、令和3年10月20日に本格稼働が開始され、令和5年3月末までに概ね全ての医療機関及び薬局で導入することを目指しているところだが、コロナ禍や世界的な半導体不足による機材確保の遅れなど様々な要因により、令和4年4月17日時点で、運用開始または準備完了している施設数は、病院3,327施設（40.5%）、医科診療所14,641施設（16.4%）となっている。

については、今般、社会保険診療報酬支払基金が早期導入を検討いただくためのリーフレットを作成し、「顔認証付きカードリーダーを申込みされたものの、まだシステム導入の準備が完了していない保険医療機関及び保険薬局」と、「顔認証付きカードリーダーを申込みされていない保険医療機関及び保険薬局」に対して、4月下旬に郵送した。また、「顔認証付きカードリーダーを申込みされていない医療機関・薬局」に対しては、オンライン資格確認の導入意向調査書を同封している。

については、趣旨をご理解のうえ、早期導入および意向調査にご協力願いたい。

なお、日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内に「オンライン資格確認相談窓口」が設けられ、導入についての相談・質問等を受け付けている。寄せられた情報は厚生労働省

と共有し、問題解決のための情報提供や業者への働きかけ等の支援を行っている。

(6) 書籍「健康食品・サプリ〔成分〕のすべて <第7版> ナチュラルメディシン・データベース日本対応版」について

今般、日本医師会が総監修した標記が刊行された。いわゆる健康食品が氾濫する中、地域医療の現場において、健康食品による健康被害を受けた患者が受診したり、かかりつけ医として相談を受けることも少なくない。また、平成27年度より食品の新たな機能性表示制度が開始され、「医薬品を服用している場合は、医師、薬剤師に相談してください」との文言が義務表示とされているため、本書を参考にさせていただきたい。

なお、日医会員に対して、本書の発売案内パンフレットが日本医師会雑誌5月号に同封して配布したとのことである。加えて、日医会員は出版社の厚意により、基本データベースのWEB版を無償閲覧できるようにしているとのことであるので、書籍とともにご利用いただきたい。

日本医師会HP メンバーズルーム-「地域医療・診療支援」-「情報提供サイト」

https://www.med.or.jp/japanese/members/chiiki/n_medicine/

(7) 令和4年度「業務改善助成金（通常コース）」について（情報提供）

標記助成金については、賃金の引上げを行うことを目指し生産性向上、労働能率増進に資する設備投資等を行う中小企業事業者等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成し、賃金引上げに際しての負担を軽減することにより最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的として交付されるものである。助成上限額は賃金の引上げ額と引上げる労働者数によって異なる。

本助成金の対象となる中小企業事業主は、医療機関においては、出資額が5,000万円以下又は常時使用する労働者の数が100人以下、また対象となる事業場は事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内、事業場規模（労働者数）が100人以下であることが要件となっている。

交付申請書の提出は令和5年1月31日となっているが、国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があるので注意されたい。

詳細は下記厚生労働省のホームページで確認されたい。

本助成金の申請・相談窓口は、都道府県労働局となっている。本助成金に関するコールセンターも設けられているので活用されたい。

厚生労働書HP：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/s_hienjigyuu/03.html

申請・相談窓口：滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440（受付時間 平日8：30～17：15）

(8) 令和4年度「働き方改革推進支援助成金」について（情報提供）

標記助成金については、働き方の推進に取り組む中小事業主を支援するための制度であり、生産性や労働能率の向上等を目指すもので、その取組の内容に応じて「労働時間短縮・年休促進支援コース」「勤務間インターバルコース」「労働時間適正管理推進コース」が設けられている。それぞれに成果目標があり、目標達成のために実施した事業に対する費用の一部が支給される。

本助成金の対象となる中小企業事業主は、医療機関においては、出資額が5,000万円以下又は常時使用する労働者の数が100人以下であることが要件となっている。

交付申請書の提出は令和4年11月30日（必着）となっているが、国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があるので注意されたい。

詳細は下記厚生労働省のホームページで確認されたい。

本助成金に関しての不明な点や質問は、医療機関の所在地を管轄すると都道府県労働局 雇

用環境・均等部又は雇用環境・均等室へ相談ください。

厚生労働書HP :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html

問合せ先：滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190

(9) 令和4年度版 死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルについて

今般、厚生労働省において、標記マニュアルが策定された。本マニュアルは、原則として毎年度発行されている。最新版をご確認願いたい。

厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>

(10) 新型コロナワクチン追加接種(4回目接種)の体制確保について(総務資料1) p.1

(11) 新型コロナウイルス感染症にかかるHER-SYSの積極的活用について(総務資料2) p.31

(12) 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等の支援強化にかかる
保健所体制構築業務委託について.....(総務資料3) p.38

(13) 特定健康診査にかかる治療中患者情報の提供について(依頼)(総務資料4) p.40

(14) 滋賀県におけるコロナ感染症の致死率に関する分析結果(草津保健所)
.....(総務資料5) p.47

(15) 滋賀県医師会における「ハラスメントの防止に関する規程」の制定について
.....(総務資料6) p.51

(16) 改正個人情報保護法の新たな規定「漏えい等の報告等」に係る
滋賀県医師会団体契約“医療機関用サイバー保険”について...(総務資料7) p.54

(17) 滋賀県看護協会研修会の案内について[滋賀県看護協会].....(総務資料8) p.57

(18) 野洲市 子どもの福祉医療費助成制度の年齢引き上げについて..(総務資料9) p.59

(19) 守山市 子ども医療費助成制度の拡大について.....(総務資料10) p.61

(20) 特定検診・特定保健指導実践者育成研修の周知について(依頼)(総務資料11) p.64

(21) 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について....(総務資料12) p.70
医療法人弘英会琵琶湖大橋病院、東近江市立能登川病院

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 「イデカブタゲン ビクルユーセルの最適使用推進ガイドライン」について

本年4月19日付けで標記ガイドラインが公表された。本ガイドラインは、再生医療等製品を真に必要な患者に提供するため、再発又は難治性の多発性骨髄腫に対して使用する際の留意事項がまとめたものである。ご留意願いたい。

[対象となる再生医療等製品]

・一般名：イデカブタゲン ビクルユーセル（販売名：アベクマ点滴静注）／令和4年4月

[参考：その他、最適使用ガイドライン最新版]

販売名	ガイドライン	通知日等
イエスカルタ点滴静注	大細胞型B細胞リンパ腫	令和3年4月20日
キムリア点滴静注	B細胞性急性リンパ芽球性白血病及びびまん性大細胞型B細胞リンパ腫	令和3年4月改訂
ステミラック注	脊髄損傷に伴う神経症候及び機能障害の改善	平成31年2月25日
デリタクト注	悪性神経膠腫	令和3年8月11日
ブレヤンジ静注	大細胞型B細胞リンパ腫及び濾胞性リンパ腫	令和3年5月18日

詳細は、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 HP を参照

<https://www.pmda.go.jp/files/000220178.pdf>

(2) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 185 使用済み内視鏡の別の患者への使用」について

使用済みの内視鏡を所定の場所に置かなかつたため、洗浄・消毒せずに別の患者に使用した事例が9件報告されているのでご留意願いたい（集計期間：2016年1月1日～2022年2月28日）。

なお、事例が発生した医療機関の取り組み等について、以下のとおりお知らせするので、自施設に合った取り組みを検討していただきたい。

[事例が発生した医療機関の取り組み]

- ・使用前・使用済みの内視鏡を置く場所をそれぞれ決め、内視鏡検査に関わる職員に周知する。
- ・使用済みの内視鏡を置く場所が分かるように表示する。
- ・検査終了後は、使用済みの内視鏡を決められた場所に置く。

詳細は、公益財団法人 日本医療機能評価機構 HP を参照

<https://www.med-safe.jp/>

(3) 「使用上の注意」の改訂について

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省 HP に掲載されているのでご確認いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00005.html/

☆令和4年5月9日付け

① コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）

用法及び用量に関連する注意／追加免疫

(現行)	(改訂)
接種時期 通常、本剤2回目の接種から少なくとも6カ月経過した後に3回目の接種を行うことができる。 初回免疫として他の SARS-CoV-2 ワクチンを接種した者に追加免疫として本剤を接種した臨床試験は実施していない。	接種時期 通常、本剤2回目の接種から少なくとも5カ月経過した後に3回目の接種を行うことができる。 4回目接種については、ベネフィットとリスクを考慮した上で、高齢者等において、 <u>本剤3回目の接種から少なくとも5カ月経過した後に接種を判断することができる。</u> 他の SARS-CoV-2 ワクチンを接種した者に追加免疫として本剤を接種した際の有効性、安全性は確立していない。

☆令和4年5月13日付け

- ①デキサメタゾン（経口剤）（下垂体抑制試験の効能・効果を有する製剤）
新設：効能・効果に関連する使用上の注意、慎重投与、重要な基本的注意
- ②デキサメタゾン製剤（経口剤及び注射剤）及びベタメタゾン製剤（経口剤、注射剤、坐剤及び経腸剤）
新設：重要な基本的注意、慎重投与、特定の背景を有する患者に関する注意 ほか

【保 険 部】

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その70）

【日医発第315号】

（県医師会報5月号の46ページに掲載済）

(2) 疑義解釈資料（その6）について 【日医発第278号】

（県医師会報5月号の67～69ページに掲載済）

(3) 疑義解釈資料（その7）について 【日医発第314号】

（県医師会報5月号の69～71ページに掲載済）

(4) 疑義解釈資料（その8）について 【日医発第375号】

（県医師会報6月号に掲載予定）

(5) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第349号】

（新たに保険適用が認められた検査 ー令和4年5月1日適用ー）

（県医師会報6月号に掲載予定）（日医雑誌7月号にも掲載予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>

(6) 令和4年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

【日医発第335号】

（県医師会報5月号の45～46ページに主なものを掲載済）

(7) 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について 【日医発第291号】

（県医師会報5月号の46～48ページに掲載済）

(8) フィブリノゲンHT 静注用1g「JB」等の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について 【日医発第155号】

（県医師会報5月号の48～50ページに掲載済）

(9) 公知申請に係る事前評価が終了し、医薬品医療機器等法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて 【日医発第154号】

（県医師会報5月号の50～51ページに掲載済）

(10) ヒト化抗ヒトIgEモノクローナル抗体製剤（ゾレア皮下注）に係る最適使用推進ガ

イドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について 【日医発第 138 号】

(県医師会報 5 月号の 51 ページに掲載済)

(11) 抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤 (オプジーボ点滴静注) に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について 【日医発第 153 号】

(県医師会報 5 月号の 52 ページに掲載済)

(12) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について (定められた留意事項等に変更が伴う医療機器等—令和 4 年 5 月 1 日適用—)

【日医発第 351 号】(日医雑誌 7 月号にも掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

(13) 医療機器の保険適用について (5 月 1 日保険適用分) 及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第 350 号】【日医発第 337 号】

(14) 電子的保健医療情報活用加算の算定要件等について

(県医師会報 5 月号の 71 ページに掲載済)

(15) リフィル処方に関する誤った報道について 【日医発第 325 号】

(県医師会報 5 月号 45 ページに掲載済)

(16) 健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する患者申出療養の申出等の手続の細則について 【日医発第 143 号】

(県医師会報 5 月号 57 ページに掲載済)

[その他]

(17) 資格関係誤りレセプトの発生防止について

・例年 3 月から 4 月にかけては、保険者の解散・合併、患者の就職・退職等で資格の変更が多くなる。単なるレセコンデータの入力誤りだけではなく、窓口で「保険証の確認」を行い、診療録等への転記を行っていても、レセコンデータの修正をせずに保険請求されている例が例年見受けられるので、十分ご留意願いたい

(18) 各種施設基準の届出について

・開設者が変更になった場合、移転開設した場合、医療法人化した場合、診療所から病院あるいは病院から診療所へ変わった場合等は、従前の保険医療機関を廃止し、改めて新規指定申請の手続きを行うことになる。このことに伴い、従前に届出していた健康保険法上の施設基準等も改めて届出が必要となる。

上記の届出を行わなかった場合は、届出が行われていないこととなり、届出漏れが判明した時点で、届出漏れの事項に係る診療報酬の返還請求が行われることになるので、十分ご留意願いたい
☆施設基準等の届出書提出先・問い合わせ先

近畿厚生局滋賀事務所審査課

〒520-0044 大津市京町三丁目 1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階 TEL077-526-8114

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 欧州及び米国における小児の原因不明の急性肝炎の発生について

世界保健機関（WHO）は、本年4月21日時点において、12カ国で少なくとも169例（死亡1名）の小児における原因不明の急性肝炎が報告されており、うち74例でアデノウイルスが検出されているが、原因ウイルス等については不明であるとしている。

については、今後、原因不明の急性肝炎のうち、以下の暫定症例定義に該当する患者を診察した場合には、保健所へ情報提供をお願いしたい。

【WHOによる暫定症例定義】

- ① 確定例：2022年1月1日以降、アスパラギン酸トランスアミナーゼ（AST）又はアラニントランスアミナーゼ（ALT）が500 IU/L を超える急性肝炎を呈した10歳以下の小児のうちA-E型肝炎ウイルスの関与が否定されている者。
- ② 疑い例：2022年1月1日以降、AST 又はALT が500 IU/L を超える急性肝炎を呈する11～16歳の小児のうちA-E型肝炎ウイルスの関与が否定されている者。
- ③ 疫学的関連例：2022年1月1日以降に確認された確定例の濃厚接触者である任意の年齢の急性肝炎を呈する者のうち、A-E型肝炎ウイルスの関与が否定されている者。

【疑似症定点医療機関における対応】

疑似症の定点サーベイランスの一環として行う。

- ・A型・B型・C型・E型肝炎ウイルスの検索と非感染性疾患の検索（D型肝炎は、B型肝炎が陽性の時のみに検索）。
- ・感染症法14条における疑似症として、直ちに最寄りの保健所に届け出ること。
- ・患者検体を保存するとともに、保健所の求めに応じて、検体（血液（全血と血清）、便、呼吸器由来検体）を提出すること。
- ・暫定症例定義を満たしている症例が肝移植を実施した場合は、保健所に連絡すること。

【疑似症の届出対象の定点医療機関以外の医療機関における対応】

- ・A型・B型・C型・E型肝炎ウイルスの検索と非感染性疾患の検索（D型肝炎は、B型肝炎が陽性の時のみに検索）。
- ・直ちに最寄りの保健所に相談すること。
- ・感染症法15条の積極的疫学調査における保健所の調査に協力すること。
- ・患者検体を保存するとともに、保健所の求めに応じて、検体（血液（全血と血清）、便、呼吸器由来検体）を提出すること。
- ・暫定症例定義を満たしている症例が肝移植を実施した場合は、保健所に連絡すること。

なお、急性肝炎の原因となりうる病原体が検出され、医師が当該病原体を原因とするウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）と診断した場合

- ・感染症法上、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）は5類感染症に定められており、本感染症を診断した医師は7日以内に保健所に届出ること。
- ・届出においては、原因となる病原体名及びその検査方法を届出票に記載すること。
- ・アデノウイルスが原因と考えられる場合には、7日を待たず最寄りの保健所に相談すること。

詳細は、厚生労働省HPを参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25509.html

(2) ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて

先般、標記ワクチンの有効期限の取扱いが更新された。被接種者に渡す接種済証に貼用するワクチンシールに有効期限が記載されているため、印字されている有効期限以降に接種した場合にあって、ワクチンシールに延長前の有効期限が印字されている場合には、被接種者に対して有効期限切れのワクチンを接種した等の不安を与えないよう、適切に情報提供いただきたい。

- ①ファイザー社ワクチン

「12歳以上用」及び「5～11歳用」の有効期限：4月22日に、9か月から12か月へと更に延長
※有効期限が2022年5月31日まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期限が6か月という前提で有効期限が印字されているため、新しい有効期限は印字されている有効期限より6か月長いものとして取り扱う。

②武田／モデルナ社ワクチン

ワクチンのロット一覧の更新（令和4年4月26日時点で、有効期限は9か月）

※有効期限が2022年3月1日まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期限が6か月という前提で有効期限が印字されているため、新しい有効期限は印字されている有効期限より3か月長いものとして取り扱う。

(3) 「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver 6.0」について

本年4月13日付けで標記が改訂された。

[今回更新された主な事項]

- ・小児接種について追記
- ・新型コロナウイルスに感染後の接種間隔、妊婦中の者の努力義務について、確認すべきポイントを改訂し、解説
- ・予診票の旧様式に記載されていた「4. 接種順位の上位となる対象グループに該当しますか」及び「6. その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種は受けてよいと言われましたか」は削除

詳細は、厚生労働省 HP を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

(4) 「新型コロナウイルス感染症のPCR検査等における精度管理マニュアル」について

今般、厚生労働省では、令和3年度厚生労働省委託事業として実施された新型コロナウイルス感染症のPCR検査等にかかる精度管理調査の結果を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症のPCR検査等における精度管理マニュアル」をとりまとめた。

新型コロナウイルス感染症の検査については、医療機関においては医療法（昭和23年法律第205号）に基づき精度管理に関する措置を講ずることが定められているので、本マニュアルを参考に新型コロナウイルスPCR検査等の品質・精度の確保に努めていただきたい。

- 「新型コロナウイルス感染症のPCR検査等における精度管理マニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000930137.pdf>

- 厚生労働省委託事業「新型コロナウイルス感染症のPCR検査等にかかる精度管理調査業務」報告書（2022年4月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000929808.pdf>

(5) 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（第1版）」について

本年4月28日付けで、標記手引きが改訂された。

本手引きは、COVID-19の診療のアプローチやフォローアップ方法について、医療従事者等の助けとすることを目的に、専門家が知見をとりまとめている「診療の手引き」の別冊として、罹患後症状についてとりまとめたものであり、令和3年12月1日に暫定版を作成している。今般、最新の科学的な知見等を盛り込み、よりわかりやすく、臨床現場において活用いただけるよう第1版としてとりまとめられたのでご確認願いたい。

[改定内容の主な概要]

- ・かかりつけ医等がどの範囲まで対応し経過観察するのか、どのタイミングで専門医・拠点病院の受診を勧めるのか等について、各症状（呼吸器、循環器、嗅覚・味覚、神経、精神、痛み、皮膚）ごと、また、小児への対応、様々な症状に対するリハビリテーションについて記載
- ・職場等への復帰に関する産業医学的アプローチの記載について、具体的な事例等を盛り込み改訂

詳細は、厚生労働省 HP を参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/000935241.pdf/>

(6) 「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き・第 7.2 版」について

本年 5 月 9 日付けで標記手引きが改訂された。

<今回更新された主な事項>

①病原体・疫学

- オミクロン株の BA.2 系統
- 懸念される変異株
- COVID-19 死亡者数の図
- 国内・海外発生状況

②臨床像

- 罹患後症状

④重症度分類とマネジメント

- 重症度別マネジメントのまとめの図

⑤薬物療法

- ソトロビマブ (ゼビュディ点滴静注液 500mg) 2022年 4 月 18 日の添付文書改訂による、本剤のオミクロン株 (B.1.1.529/BA.2 系統) への有効性
- ニルマトレルビル/リトナビルに関する記載
- S-217622 に関する記載

⑥院内感染対策

- 妊婦および新生児への対応

詳細は、厚生労働省 HP を参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/000936655.pdf/>

(7) 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

下記ホームページ等で情報提供が行われている。

【新型コロナウイルス関連感染症 (日本医師会) (随時更新)】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

①新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドライン (令和 3 年 12 月改訂)

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/a_guidelines.pdf

【医療関係通知 (厚生労働省) (随時更新)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/

①医療機関向け情報 (治療ガイドライン、臨床研究など)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html

【医療関係通知 (滋賀県) (随時更新)】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryuhukushi/>

(8) 令和 4 年度インフルエンザ HA ワクチン製造株について

厚生労働省において、以下のとおり決定したとのことである。ご了解願いたい。

< A 型株 > A / ビクトリア / 1 / 2020 (IVR-217) (H1N1)

A / ダーウィン / 9 / 2021 (SAN-010) (H3N2)

< B 型株 > B / プーケット / 3073 / 2013 (山形系統)

B / オーストリア / 1359417 / 2021 (BVR-26) (ビクトリア系統)

【小児保健部】

[学校保健]

(1) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

下記ホームページ等で情報提供が行われているので、ご確認願いたい。

【滋賀県教育委員会】※随時更新

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/hokentaiiku/ankenkyusyoku/hoken/310418.html>

①学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン
(令和4年4月22日一部改訂)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/hodo/oshirase/325034.html>

【文部科学省】※随時更新

○幼小中高・特別支援学校に関する情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00015.html/

5、ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」掲載一覧

- 4/25 (月) 「新型コロナウイルス感染症のPCR検査等における精度管理マニュアル」について (周知)
- 4/26 (火) 新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について (疑義応答集の追加等)
- 5/2 (月) 大津赤十字病院「ご紹介患者さま担当医師名一覧表」
- 5/2 (月) 令和4年度 認知症サポート医養成研修受講申込書
- 5/6 (金) 欧州及び米国における小児の原因不明の重篤な急性肝炎の発生について (注意喚起及び情報提供依頼)
- 5/9 (月) 「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き 別冊罹患後症状のマネジメント (第1版)」の周知について
- 5/9 (月) 欧州及び米国における小児の原因不明の急性肝炎の発生について (協力依頼)
- 5/9 (月) 宿泊療養又は自宅療養を証明する書類について
- 5/10 (火) 小児の原因不明の重篤な急性肝炎の対応フロー
- 5/11 (水) 新型コロナウイルス感染症に関する自費検査機関一覧の更新に係る調査への協力について
- 5/11 (水) 新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬 (パキロビッド®パック) の医療機関及び薬局への配分について
- 5/11 (水) 【役員選挙】理事・監事・裁定委員 各推薦書
- 5/13 (金) 「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き・第7.2版」の周知について
- 5/13 (金) 日本医師会副会長 松原謙二先生からの文書
- 5/20 (金) 【淡海医療センター】新型コロナワクチン接種日程の一部変更のお知らせ
- 5/23 (月) COVID-19 対策におけるマスク着用の考え方「着けてよし! 外してよし! みんなよし!!」の周知について (依頼)
- 5/26 (木) マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて (改定)
- 5/26 (木) マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて (追加)

6、滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内..... (総務資料 13) p. 71

7、滋賀県医師会 5 月以降 行事予定表 (総務資料 14) p. 72

第 222 回定例代議員会、令和 4 年度人権学習会の開催について

と き：令和 4 年 6 月 16 日 (木)

と ころ：琵琶湖ホテル 3 階 瑠璃

①第 222 回定例代議員会 (14 : 30～15 : 30)

②人権学習会 (15 : 30～16 : 20)

8、当医師会の 6 月行事予定表 (総務資料 15) p. 76

講演会名：第 195 回草津栗東医師会循環器研究会

開催日時：2022 年 6 月 15 日(水) 20:00～21:30

講 師：滋賀医科大学 心臓血管外科 教授 鈴木 友彰 先生

演 題：『心臓血管外科における最新トピック～抗凝固療法の現状含めて～』

開催場所：ZOOM を使用した WEB 研修

共 催 名：第一三共株式会社

講演会名：草津栗東医師会学術講演会

開催日時：2022 年 6 月 25 日(土) 16:30～17:30

講 師：滋賀医科大学医学部附属病院 循環器内科 教授 中川 義久 先生

演 題：「心不全・高血圧治療における最近の話題」

開催場所：クサツエストピアホテル 2 階 瑞祥の間

共 催 名：大塚製薬株式会社

☆☆☆医協連絡事項☆☆☆

1. サイバー攻撃に対する備え

近年、ウイルスやハッキングによるサイバー攻撃により、電子カルテの閲覧不能や個人情報漏えいに関する被害が報告されています。対策として、ウイルス対策ソフトを導入し、不審なメールやサイトに注意することが挙げられますが、万一の際に備えるために保険に加入することも重要です。当組合では「医療機関用団体サイバー保険」を取り扱っており、サイバー事故により生じた第三者に対する「損害賠償責任」のほか、事故時に必要となる「費用」や「喪失利益」が包括的に補償される保険です。単独での加入も可能ですが、滋賀県医師会が団体契約の医師賠償責任保険にご加入いただければ、団体割引 20%を適用され割安な保険料でご加入いただけます。詳細については、当組合福祉課までご連絡ください。

2. 医療用品カタログ GooDs 2022-2023 年度版発刊のお知らせ

「医療用品カタログ MEDICAL SUPPLY GooDs」2022-2023 年度版が5月23日に発刊されます。新年度のカタログには新たに2,000品目が追加され、約24,200品目が掲載されています。オンラインショップではWEB限定商品も多数掲載しており、WEB掲載商品は約32,200品目で随時増加いたします。便利なオンラインショップも是非ご利用ください。

発刊日以降は新刊をご利用いただけるよう、ゆうメールにてお送りしておりますが、万が一新年度のカタログがお手元に届いていない場合は購買課までご連絡ください。

3. 医療経営を考えるアフタヌーンセミナー開催の報告とお知らせ

医療経営を考えるアフタヌーンセミナーでは、1年間にわたり全6回、経験豊富な講師陣が、初めの方にもわかりやすく説明いたします。第1回目のセミナーを4月14日(木)に開催し、「ちょっと待ったその節税！お金を残すためにすべき節税対策」をテーマに、随時質問を受け付けながら、税理士の先生から解説をしていただきました。少人数のプライベートサロンでの開催のため会話が弾み、参加者の皆様には概ね満足をいただけたと思います。

第2回を6月9日(木)14:00~15:30に開催いたします。次は経営者でもある先生方にとって関心の高い「税務署がやって来る！知っておきたい、その傾向と対策」をテーマに解説していただきます。ぜひお気軽にご参加ください。参加をご希望の方は購買課までご連絡ください。

4回目接種について

令和4年5月19日
第2回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議
滋賀県健康医療福祉部ワクチン接種推進室

第32回厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会(令和4年4月27日開催)での議論を踏まえた
対応方針と今後の予定

- | | |
|---------|--|
| ○位置づけ | 予防接種法 特例臨時接種 |
| ○目的 | <u>重症化予防</u> |
| ○接種対象者 | <ul style="list-style-type: none">・ <u>60歳以上の者</u>・ <u>18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者、
その他重症化リスクが高いと医師が認める者</u> |
| ○使用ワクチン | ファイザー社、モデルナ社 |
| ○接種間隔 | 3回目接種後から <u>5か月以上</u> |
| ○接種開始時期 | 令和4年 <u>5月下旬</u> （関係政省令改正後） |

4回目接種について

重症化リスクの高い基礎疾患について、関係学会からの意見等を踏まえ、予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会等での議論の結果、基礎疾患を有する者の範囲は以下のとおり

1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
11. 染色体異常
12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

(参照)第44回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会
(令和3年3月18日) 資料

2. 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

* BMI30の目安: 身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg。

4回目接種について

60歳未満の基礎疾患を有する者等への接種券発行について

令和4年4月28日
厚生労働省 自治体説明会
資料より

4月28日付け事務連絡でお示した接種券発行方法のイメージは以下のとおり。
市町村は、こうした例も踏まえつつ、地域の実情に応じて、柔軟に方法を検討して差し支えない。

1 被接種者からの事前申請による発行



2 接種会場において接種券を発行

※住所地外接種では実施できないことに留意



3 接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に届出

※住所地外接種では実施できないことに留意



武田社ワクチン(ノバボックス)について

○第32回厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会(令和4年4月27日開催)での議論を踏まえた対応方針と今後の予定

- 位置づけ 予防接種法 特例臨時接種(1・2回目接種、3回目接種)に使用
- 特徴
- ・ 組換えタンパクワクチン
(不活化ワクチンの一種。幅広く使用され、長期実績がある技術)
 - ・ 冷蔵保存(2~8℃) ※冷凍不可
 - ・ 国内生産
- 接種対象者 18歳以上の者
- 接種間隔
- | | |
|---------|----------------------|
| 1回目と2回目 | 原則3週間 |
| 3回目 | 2回目接種から <u>6か月以上</u> |
- 用法等
- | | |
|---------|------------------------------------|
| 1・2回目接種 | 原則同一ワクチンを使用 |
| 3回目接種 | 1・2回目接種のワクチンの種類に関わらず接種可能
(交接種可) |
- 接種開始時期 令和4年5月下旬 (関係政省令改正後)

事務連絡
令和4年3月25日

各 都道府県
市町村
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け厚生労働省健康局長通知別添。以下「自治体向け手引き」という。）等に基づき適切に御対応いただいているところです。

さて、3月24日に開催された第31回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）では、更なる追加接種（以下「4回目接種」という。）の是非について議論を行ったところです。

4回目接種を実施するかどうかは、引き続き分科会において審議することとなりますが、分科会での議論を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の4回目接種が予防接種法に基づく予防接種に位置づけられた場合に、速やかかつ円滑に接種を開始するための準備に関して、現段階において想定される事項を下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、3回目接種を鋭意進めていただいているところですが、本事務連絡に基づいて4回目接種の接種体制の準備を始めていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

なお、本事務連絡は、現時点での情報に基づき、具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により変更する可能性があることを申し添えます。

記

1 基本的な考え方

4回目接種の実施やその対象者、3回目接種からの接種間隔等については、3回目接種の効果の持続期間等の科学的知見や諸外国の実施状況等も踏まえ、分科会で引き

続き審議することとしている。

各自治体においては、今後、分科会での審議の結果、4回目接種を予防接種法に基づく予防接種に位置づけることとなった場合に備え、3回目接種を受けた全ての者が対象となることも想定して、事務的な準備期間も考慮して、現時点から2か月程度を目途に、接種券や会場の手配等、準備を進めること。なお、4回目接種を実施することとなった場合の対象者、3回目接種からの接種間隔等については、必要な審議等を経て、方針が決定し次第、速やかにお知らせする予定である。

また、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間は令和3年2月17日から令和4年9月30日までとしているが、4回目接種を実施するに当たっては、3回目接種完了からの間隔等を踏まえて、その実施期間を延長する方向で検討している。

2 接種対象者について

接種対象者の範囲については、記1のとおり引き続き審議することとしているが、現時点では、3回目接種を受けた全ての住民が対象となることも想定して準備を進めること。

なお、3回目接種までと同様、原則、接種を受ける日に、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとするが、接種を受ける日に、戸籍又は住民票に記載のない者、その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市町村長（特別区長を含む。）が認める者についても、引き続き、居住の実態がある場合は、接種を実施することができる。

3 ワクチンの種類及び供給について

4回目接種で使用するワクチンとしては、追加免疫としての使用が承認されているファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンを想定している。

ワクチンの供給については、3回目接種までと同様、国から都道府県別の配分量をお示しするとともに、実際の割り当て作業はV-SYSを活用する予定である。

なお、3回目接種では、対象者数を上回るワクチンを配分しているため、医療機関等には一定量の未使用ワクチンが生じることが見込まれる。これらのワクチンを4回目接種に活用できる可能性があることから、適切に保管することを検討すること。

4 予算について

新型コロナワクチン接種の安全かつ円滑な実施に向けて、4回目接種に係る接種体制確保に必要な費用については、地方負担が生じることがないように、引き続き、国が全額を負担する方針のもと、必要な予算については今後措置する予定である。

5 接種券の発送準備について

記1及び2に示した内容を踏まえ、3回目接種を受けた全ての住民を対象に4回目接種を開始することも想定し、事務的な準備期間も考慮して、現時点から2か月程度を目途に、接種券の発送準備（印刷、封入・封緘）を完了すること。なお、接種券を発送すべき時期については、方針が決定し次第、速やかにお知らせする予定である。

6 事務運用について

4回目接種は、自治体向け手引き第5章「追加接種」でお示ししている事務運用に沿って実施することを想定しているため、自治体向け手引きの内容を踏まえて、準備を行うこと。

ただし、接種券、予診票等の様式については、4回目の実施となることを踏まえて、一部変更（※）が必要となることに留意すること。

また、予診票については、今般お示しする様式を、4回目接種の開始以降、1～4回目用の統一様式として活用する予定であることに留意すること。

（※）3回目接種用の様式（自治体向け手引き）からの変更点

①予診票（別紙1）

- ・ 様式タイトルから「（追加接種用）」を削除
- ・ 質問事項1つ目（「新型コロナワクチンを受けたことがありますか」）の変更

②接種券

- ・ 回数欄「3」⇒「4」

③接種済証（別紙2）

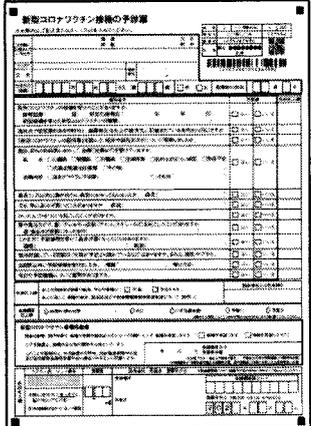
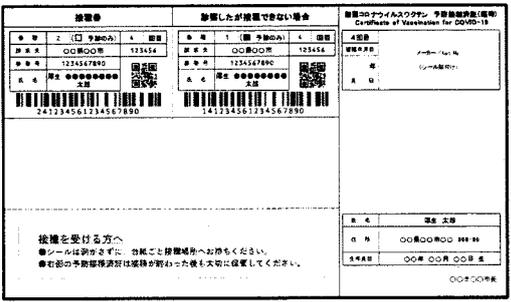
- ・ 回数欄「3」⇒「4」
- ・ 参考記載欄（新型コロナワクチン1、2回目接種記録）の更新

④接種記録書

- ・ 回数欄「3」⇒「4」

<参考: 上記の変更を踏まえた各様式の仕様>

接種券については、以下の①又は②のいずれかのパターンで作成することとし、接種及び接種後の事務が円滑に行える様式とすること。

パターン①	パターン②
<p>1) 接種券一体型予診票【上質紙】</p>  <p>2) 接種済証【上質紙】</p>	<p>1) 接種券(兼)接種済証【シール素材】</p>  <p>2) 予診票【上質紙又は複写式用紙】 左欄の様式と同様とするが、 右上の接種券欄は上記の「接種券」 を貼り付けるため空欄とする。</p>

① 予診票

予診票は、以下の仕様とする。

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※全国統一の標準的な様式を用いること
紙質	パターン①の場合は、上質紙 55～70Kg ベースとすること パターン②の場合は、上質紙又は複写式用紙とすること とし、欄外の(※)を参照すること
その他	パターン①の場合は、原則として、住所、氏名、生年月日、性別、接種履歴欄に、被接種者の情報を印字すること パターン②の場合は、接種券の貼付け枠を設けること (縦 33.0～35.0mm×横 63.0mm の接種券の収まるサイズ)

※厚生労働省のホームページから予診票をダウンロードして印刷する際は、印刷画面で「カスタム倍率」を選択し、倍率を 100%として印刷を行うこと。

※パターン①の場合、複写式用紙は、国保連における請求支払事務に当たり、OCR で読み込めない等の支障が生じる可能性があるため、原則使用しないこと。特段の理由があり、複写式用紙により作成する場合は、以下の2点を遵守し、上記のパターン②の様式で作成すること。

(i) 1枚目の紙厚は、ノーカーボン紙(感圧紙)N60(コピー用紙と同等、0.08mm、55～

70Kg ベース)とすること。

(ii)記載事項の明瞭さを考慮して、1枚目を国保連提出用とすること。

※予診票に色紙を使用したり、接種券の一部を着色したりする場合等においては、当該加工が国保連の請求支払事務に影響を与える可能性があることから、適宜国保連と事前調整すること。

② 接種券

接種券の様式

項目	仕様
サイズ	接種券 1 枚当たり:縦 33.0～35.0mm×横 63.0mm
紙質	(パターン②の場合)上質紙 52～55Kg ベース
糊加工	(パターン②の場合)普通粘着以上の糊
必要枚数	<ul style="list-style-type: none"> ・3回目の接種のみを想定するため計1枚 ・(パターン②の場合)「予診のみ」の場合に利用する券を計1枚
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・OCR の読取りに影響のない用紙であること ・(パターン②の場合)接種券は台紙から剥がしやすいようミシン目を入れるなどの加工をすること

※(パターン②の場合)上記の仕様を満たす場合、市販の宛名シールを利用することは差し支えない。

※接種券の一部を着色する場合等においては、当該加工が国保連の請求支払事務に影響を与える可能性があることから、適宜国保連と事前調整すること。

接種券の印字内容

No	印字項目	備考
1	券種	「2」とし、破線で区切り「(□予診のみ)」と印字すること
2	接種回数	「4回目」とし、数字と文字の間を破線で区切ること
3	請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村名(都道府県名+市町村名) ・市町村 No(総務省全国地方公共団体コード6桁) ※請求支払事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意されたい ※掲載 URL https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html
4	券番号	<ul style="list-style-type: none"> ・算用数字 10 桁(固定値・前ゼロ詰め) ・市町村において一意となる管理番号とすること
5	被接種者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・20 文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
6	被接種情報登録	・市町村システム入力支援用

	用バーコード (任意記載事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・NW-7 規格 ・サイズ:縦 5.6mm×横 37.21mm 程度 <p>VRS 用の 18 桁に対応する場合は、この限りではない</p>
7	OCRライン	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連システム入力支援用 ・券種(1桁) + 回数(1桁) + 市町村コード(6桁) + 券番号(10桁・固定値) <p>※バーコードとの間に2mm 程度の間隔を設けること ※OCRラインの下へ約1mm 以上の余白を設けること ※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと</p>
8	二次元コード	<ul style="list-style-type: none"> ・VRS の入力支援用 ・モデル2の二次元コードとすること ・OCRラインの 18 桁の情報を印字すること ・サイズ:縦 10 mm×横 10 mm <p>(クリアエリアを含む必要確保サイズ:縦 11 mm×11 mm程度)</p> <div style="text-align: center;"> <p>11mm×11 mm 10mm×10 mm</p> </div>

※数字部分の文字フォントとサイズ:OCRB 9pt

※枠内の文字の上下と罫線の間には1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること。

※「請求先」市町村 No 及び「OCRライン」については、国保連及び医療機関等でのタブレットを用いた接種券読み取りに使用するため、誤りの無いよう留意すること。

※パターン①の場合は、パターン②のシール貼付位置と同じ位置になるよう、枠の左上に寄せて接種券を印字すること。

接種券(予診のみ)の印字内容:パターン②の場合

No	印字項目	備考
1	券種	「1」とし、破線で区切り「(■予診のみ)」と印字すること ※マーキング欄は、予め黒塗りした状態とすること
2	予診回数	「4回目」とし、数字と文字の間を破線で区切ること
3	請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村名(都道府県名 + 市町村名) ・市町村 No(総務省全国地方公共団体コード6桁) <p>※請求支払事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意されたい。 ※掲載 URL https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html</p>

4	券番号	<ul style="list-style-type: none"> ・算用数字 10 桁(固定値・前ゼロ詰め) ・市町村において一意となる管理番号とすること
5	被接種者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・20 文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
6	被接種情報登録用バーコード (任意記載事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村システム入力支援用 ・NW-7 規格 ・サイズ:縦 5.6mm×横 37.21mm 程度 VRS 用の 18 桁に対応する場合は、この限りではない
7	OCR ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連システム入力支援用 ・券種(1桁) + 回数(1桁) + 市町村コード(6桁) + 券番号(10 桁・<u>固定値</u>) ※バーコードとの間に2mm 程度の間隔を設けること ※OCR ラインの下へ約1mm 以上の余白を設けること ※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと
8	二次元コード	<ul style="list-style-type: none"> ・VRS の入力支援用 ・モデル2の二次元コードとすること ・OCR ラインの 18 桁の情報を印字すること ・サイズ:縦 10 mm×横 10 mm (クリアエリアを含む必要確保サイズ:縦 11 mm×横 11 mm 程度) <div style="text-align: center;"> <p>11mm × 11 mm 10mm × 10 mm</p> </div>

※数字部分の文字フォントとサイズ:OCRB 9pt

※枠内の文字の上下と罫線の間には1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること。

※「請求先」市町村 No 及び「OCR ライン」については、国保連でのタブレットを用いた接種券読み取りに使用するため、誤りの無いよう留意すること。

※1～3回目接種の記録を印字する場合は、1～3回目接種について、接種回数、接種年月日及びメーカー/Lot No.を印字することで、本様式を1～4回目の接種済証とすることが可能である。なお、その際は、以下の点に留意すること。

- ・ 接種の事実は市町村長が証明するものであることから、各項目の内容は市町村がプレプリントすること。
- ・ 当該市町村において1～3回目接種の記録を確認できない場合は、該当の記載欄に「*」等を印字するなど、市町村以外の者による手書き記入ができない運用とすること。
- ・ 「*」等を印字する場合は、1～3回目接種の履歴が存在しないものとの誤解を生まないうよう、欄外に「*が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます」といった注意書きを記載することが考えられること。
- ・ 必要な記載事項が網羅されていれば、レイアウトは適宜変更することが可能であること。
- ・ 印字のためにシステム改修を行う市町村においては、例えば、予め1～5回目分の印字を行うことを想定してシステムの設定を行うなど、今後、更に記載すべき接種回数が増えた場合にも、都度改修を行わずとも、柔軟に対応できるようなシステム改修を検討すること。

③ 接種済証

接種済証の様式:パターン①の場合

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※宛名送付台紙と兼ねる様式とすること(任意)
紙質	上質紙 55～70Kg ベース
必要枚数	下表(接種済証の印字内容)の情報を記載する接種済証を1枚

※下記の「接種済証の印字内容」が網羅されていれば、様式のサイズ、紙質等は適宜変更して差し支えない。

(参考)パターン①の場合の様式イメージ

〒100-0010
東京都千代田区千代田1-2-2
厚生 大塚

新型コロナウイルスワクチンを受けます。
費用負担はありません。

接種を受けるときは、
この用紙と手帳裏を忘れずにお持ちください。

この用紙は、あなたが4回目のワクチン接種をした事実を証明する天華の証書です。接種後、大切に保管してください。

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種番号:

接種回数	接種年月日	メーカー	Lot No.
1回目	年 月 日	メーカー	Lot No.
2回目	年 月 日	メーカー	Lot No.
3回目	年 月 日	メーカー	Lot No.
4回目	年 月 日	メーカー	Lot No.

※ *が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます。

※自治体において必要と判断する場合は、上記のイメージのとおり、台紙の余白に1～3回目接種の記録など、任意の記載事項を印字することも考えられる。

※1～3回目接種の記録を印字する場合は、1～3回目接種について、接種回数、接種年月日及びメーカー/Lot No.を印字することで、本様式を1～3回目の接種済証とすることが可能である。なお、その際は、以下の点に留意すること。

- ・ 接種の事実は市町村長が証明するものであることから、各項目の内容は市町村がプレプリントすること。
- ・ 当該市町村において1～3回目接種の記録を確認できない場合は、該当の記載欄に「*」等を印字するなど、市町村以外の者による手書き記入ができない運用とすること。
- ・ 「*」等を印字する場合は、1～3回目接種の履歴が存在しないものとの誤解を生まないう、欄外に「*が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます」といった注意書きを記載することが考えられること。
- ・ 必要な記載事項が網羅されていれば、レイアウトは適宜変更することが可能であること。
- ・ 印字のためにシステム改修を行う市町村においては、例えば、予め1～5回目分の印字を行うことを想定してシステムの設定を行うなど、今後、更に記載すべき接種回数が増えた場合にも、都度改修を行わずとも、柔軟に対応できるようなシステム改修を検討すること。

接種済証の様式:パターン②の場合

項目	仕様
サイズ	縦 99.0～105.0mm×横 63.0mm ※タイトル部分は除く
紙質	上質紙 52～55Kg ベース
糊加工	普通粘着以上の糊
必要枚数	下表(接種済証の印字内容)の情報を記載する接種済証を1枚
その他	最上部の表題、4回目記載欄及び被接種者等情報欄はそれぞれ切り離すことができないようにすること(ミシン目は不要)

※下記の「接種済証の印字内容」が網羅されていれば、接種済証部分のレイアウトは適宜変更して差し支えない。

接種済証の印字内容

No	印字項目	備考
1	接種回数	4回目 → 計1枚
2	接種年月日	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
3	メーカー/Lot No.	医療機関等でワクチンシール(Lot No)を貼付する

		ため、記入領域を設けること
4	被接種者氏名	20 文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
5	被接種者住所	住民票に記載されている住所を印字すること
6	被接種者生年月日	被接種者の生年月日を印字すること
7	首長名	「都道府県名＋市町村長名」を記載(首長の個人名は印字しないことも可能)

④ 接種記録書

接種記録書の様式

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※全国統一の標準的な様式を用いること
その他	・氏名、住所、生年月日、券番号は被接種者本人に手書きで記載させること

※氏名等の偽装等の防止のため、発行時に、氏名等の記載を接種券等と照合すること。

(参考)接種記録書のイメージ

新型コロナワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="font-size: small;">接種者氏名</td><td style="font-size: small;">姓</td><td style="font-size: small;">名</td></tr> <tr><td style="font-size: small;">氏名</td><td style="font-size: small;">姓</td><td style="font-size: small;">名</td></tr> <tr><td style="font-size: small;">住所</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td style="font-size: small;">生年月日</td><td style="font-size: small;">年</td><td style="font-size: small;">月</td><td style="font-size: small;">日</td></tr> <tr><td style="font-size: small;">接種券番号</td><td colspan="3"></td></tr> </table>	接種者氏名	姓	名	氏名	姓	名	住所			生年月日	年	月	日	接種券番号				氏名 _____ 住所 _____ 生年月日: 年 月 日 接種券番号: _____
接種者氏名	姓	名																
氏名	姓	名																
住所																		
生年月日	年	月	日															
接種券番号																		

新型コロナワクチンの接種を受けた方へ

○ この接種記録書は、市町村が発行する接種済証ではありません。
 ○ 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)

新型コロナワクチンに関する相談先

○ ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
 ⇒ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口

○ 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
 ⇒ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナワクチンの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。

※「新型コロナワクチンの接種を受けた方へ」の記載内容については、適宜変更して差し支えない。

接種記録書の印字内容

No	印字項目	備考
1	接種回数	4回目
2	接種年月日	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
3	メーカー /Lot No.	医療機関等で記入及びワクチンシール(Lot No.)を貼付するため、記入領域を設けること
4	接種会場	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
5	被接種者氏名	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること
6	被接種者住所	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること
7	被接種者生年月日	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること
8	券番号	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること

以上

新型コロナワクチン接種の予診票

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

券種	2 (予診のみ)	4 回目
請求先	〇〇県〇〇市	123456
券番号	1234567890	
氏名	厚生 ●●●●●●●● 太郎	



241234561234567890

住民票に記載されている住所	都道府県		市区町村	
フリガナ	氏名		電話番号	()
生年月日(西暦)	年	月	日生(満	歳)
		男	女	診察前の体温
				度
				分

質問事項	回答欄	医師記入欄
新型コロナワクチンの接種を受けたことがありますか。 接種回数(回) 前回の接種日(年 月 日) 前回接種を受けた新型コロナワクチンの種類()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
現時点で住民票のある市町村と、接種券又は右上の請求先に記載されている市町村は同じですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
『新型コロナワクチンの説明書』を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
現在、何らかの病気にかかって、治療(投薬など)を受けていますか。 病名： <input type="checkbox"/> 心臓病 <input type="checkbox"/> 腎臓病 <input type="checkbox"/> 肝臓病 <input type="checkbox"/> 血液疾患 <input type="checkbox"/> 血が止まりにくい病気 <input type="checkbox"/> 免疫不全 <input type="checkbox"/> 毛細血管漏出症候群 <input type="checkbox"/> その他() 治療内容： <input type="checkbox"/> 血をサラサラにする薬() <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
今日、体に具合が悪いところがありますか。 症状()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
けいれん(ひきつけ)を起こしたことがありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
薬や食品などで、重いアレルギー症状(アナフィラキシーなど)を起こしたことがありますか。 薬・食品など原因になったもの()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。 種類() 症状()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか。または、授乳中ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
2週間以内に予防接種を受けましたか。 種類() 受けた日()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の接種は (<input type="checkbox"/> 可能 ・ <input type="checkbox"/> 見合わせる) 本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。	医師署名又は記名押印
-------	--	------------

医療機関記入欄	<input type="checkbox"/> 時間外(受付時間 :) <input type="checkbox"/> 休日 <input type="checkbox"/> 小児(6歳未満) <input type="checkbox"/> 予備① <input type="checkbox"/> 予備②
---------	---

※該当する項目について、マークの形からはみ出さないように濃く塗りつぶしてください。

新型コロナワクチン接種希望書

医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。(接種を希望します ・ 接種を希望しません)

この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。

年 月 日 被接種者又は保護者自署

(※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)
(※被接種者が16歳未満の場合は保護者自署、成年被後見人場合は本人又は成年後見人自署)

医師記入欄	ワクチン名・ロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日	医療機関等コード・接種年月日は枠内に収まるよう記入してください。
	※枠に合わせてまっすぐに貼り付けてください (注)有効期限が切れていないか確認	ml	実施場所 医師名	医療機関等コード 接種年月日 ※記入例) 4月1日→04月01日 202 年 月 日

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生 太郎

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。

接種を受けるときは、
この用紙と予診票を忘れずにお持ちください。

この書面は、あなたが4回目のワクチン接種をした事実を証明
する大事な書面ですので、接種後、大切に保管してください。

(注) 1～3回目分の接種記録も掲載する場合は、
「1～4回目」と記載することも考えられます。

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)

Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号:

4回目	メーカー/Lot No. (シール貼付け)	氏名	厚生 太郎
接種年月日		住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99
年		生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
月 日			

〇〇県〇〇市長

新型コロナウイルスワクチン接種記録

	接種年月日	メーカー	Lot No.
1回目	年 月 日		
2回目	年 月 日		
3回目	年 月 日		

※ *が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます。

〒100-8916
 東京都千代田区霞が関 1-2-2
 厚生 太郎

あなたの接種券番号 (10桁)
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

**新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
 費用負担はありません。**

**接種を受けるときは、
 この用紙と予診票を忘れずにお持ちください。**

接種券				診察したが接種できない場合				新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証 (臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19							
券種	2 (□ 予診のみ)	4	回目	券種	1 (■ 予診のみ)	4	回目	4回目							
請求先	〇〇県〇〇市	123456		請求先	〇〇県〇〇市	123456		接種年月日	メーカー/Lot No. (シール貼付け)						
券番号	1234567890			券番号	1234567890			年							
氏名	厚生 ●●●●●●●● 太郎			氏名	厚生 ●●●●●●●● 太郎			月		日					
 241234561234567890				 141234561234567890											
<p>接種を受ける方へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。 								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">氏名</td> <td>厚生 太郎</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇 999-99</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>〇〇年 〇〇月 〇〇日 生</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">〇〇県〇〇市長</p>		氏名	厚生 太郎	住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99	生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
氏名	厚生 太郎														
住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99														
生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生														

新型コロナワクチン接種記録

	接種年月日	メーカー	Lot No.
1回目	年 月 日		
2回目	年 月 日		
3回目	年 月 日		

*が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます。

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 2 8 日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その2）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け厚生労働省健康局長通知別添。以下「自治体向け手引き」という。）等に基づき適切に御対応いただいているところです。また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の更なる追加接種（以下「4回目接種」という。）につきましては、「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について」（令和4年3月25日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「3月事務連絡」という。）に基づき、接種体制の準備を進めていただいているところです。

令和4年4月26日に、ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの4回目接種について添付文書の改訂がなされ、同月27日に開催された第32回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、特例臨時接種として4回目接種を実施することが了承されるとともに、その対象者、新型コロナワクチンの追加接種（以下「3回目接種」という。）からの接種間隔等についても方針が取りまとめられました。

4回目接種は、今後、必要な法令改正等を経て開始される見込みですが、速やかかつ円滑に接種を開始するため、分科会での議論を踏まえた4回目接種の方針及び準備に当たって留意すべき事項を下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡に基づいて4回目接種の接種体制の準備を更に進めていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

なお、本事務連絡は、現時点での情報に基づき、具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により変更する可能性があることを申し添えます。

記

1. 接種対象者について

4回目接種の対象者については、現時点で得られている科学的知見等により、3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者（以下「60歳未満の基礎疾患を有する者等」という。）とすることが適当であるとされた。基礎疾患の具体的な内容としては、自治体向け手引き（7. 1版）第2章2（2）アの表1に列挙するものが想定されるため、同表を参照すること。また、基礎疾患を有する者等に対して接種を行う場合に、特に留意すべき点については、下記6を参照すること。

加えて、分科会では、4回目接種について、上記の4回目接種対象者のうち60歳未満の者については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第9条に規定する努力義務を適用しないこととすることが適当であるとの方針も取りまとめられたため、留意すること。なお、同法第8条に規定する接種勧奨については、上記の4回目接種の対象者すべてについて実施することが適当であるとされている。

なお、4回目接種の対象者の範囲については、引き続き様々な情報を収集しながら検討を行っていくこととなることを申し添える。

2. 接種の開始時期について

4回目接種については、3月事務連絡において、同事務連絡の発出時点から2か月程度を目途に、接種券や会場の手配等、準備を進めることとしていたことを踏まえ、5月下旬から開始できるよう、関係政省令等を改正する予定である。関係政省令等の施行時期については、決定し次第、お知らせする予定である。

3. ワクチンの種類及び供給について

4回目接種で使用するワクチンについては、分科会において、薬事上の承認を受けているファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンを使用することが適当であるとされた。なお、接種の用量等については、3回目接種と同様とすることが適当であるとされた。

ワクチンの供給について、3回目接種と同様に、国から都道府県別の配分量や配送スケジュール等を示す予定であり、詳細は追って連絡する。また、実際の割り当て作業はV-SYSを活用する予定である。

なお、3回目接種用に配送したファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンは、4回目接種にも使用することができる。有効期限の短いバイアルから3回目接種や4回目接種に使用する等、ワクチンを有効に活用すること。

4. 予算について

分科会において特例臨時接種として位置づけることとされた4回目接種にかかる接種体制確保に必要な費用については、地方負担が生じることがないように、引き続き、国が全額を負担することとなる。なお、上記1のとおり、4回目接種の対象は、3回目接種を受

けた者のうち一部の者とするのが適当であるとされたが、3月事務連絡の内容を踏まえ、3回目接種を受けた全ての者が対象となることを想定して準備を行ったために生じた費用については、この間の経緯等に鑑み、国が全額負担することとする。

5. 接種券の発送準備について

4回目接種用の接種券等の様式については、3月事務連絡でお示ししたのものからの変更は予定していないため、引き続き当該様式にて接種券発送準備を行うこと。

接種券は、上記2のとおり5月下旬から接種開始することを想定して、本日以降、接種時期を踏まえて、順次発送すること。この際、60歳以上の者に対しては、接種間隔を踏まえて接種券を順次送付することが考えられるが、60歳未満の基礎疾患を有する者等に対する接種券発行の考え方については、下記6を参照すること。また、4回目接種対象者以外の者の分の接種券をすでに印刷している場合は、当面の間、廃棄せずに保管しておくこと。

また、やむを得ない事情により、4回目接種の開始時期までに接種券を発行することが困難な場合には、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）を参照し、接種券が到達していない者に対しても4回目接種を実施することを検討すること。

6. 60歳未満の基礎疾患を有する者等に対して接種を行う場合の留意事項について

(1) 接種券の発行について

市町村は、必ずしも管内の60歳未満の基礎疾患を有する者等の所在等を把握していない場合が多いと考えられるため、60歳未満の基礎疾患を有する者等への接種券発行方法等については、現在自治体のご意見を伺っているところであり、その結果は追ってお示しする予定である。

いずれにしても、60歳未満の基礎疾患を有する者等に係る接種券発行については、地域の実情に応じて、柔軟に発行方法等を検討することとして差し支えないが、例えば、以下の対応が考えられる。

【1. 対象者の申請により接種券を発行する方法】

- ・ 被接種者等からの申請に基づいて接種券を発行することとし、その際、当該被接種者が基礎疾患を有する者に該当するか否かについては、被接種者からの自己申告を踏まえて判断する。

なお、接種券発行申請を受け付ける際の事務運用については、自治体向け手引き（7.1版）第4章の4（2）においてお示ししているが、厚労省WEBサイト（コロナワクチンナビ）の接種券発行申請機能も活用可能であること等も踏まえ、申請者の利便性にも配慮した運用を検討すること。

また、4回目接種用の接種券発行申請書については、別紙のとおり、参考様式をお示しするが、当該申請書を保管することで、市町村において対象者を確認した記録とすることが考えられる。

【2. 接種会場において接種券を発行する方法】

- ・ 接種会場において直接接種券交付が可能な体制が整っている場合等においては、特段申請手続等を介さず、当日の接種会場における対象者確認に基づいて、接種券を発行する。
- ・ 会場で交付された接種券を用いて接種を行う。

【3. 接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に据え置く方法】

- ・ 自市町村内の接種会場に接種券情報が印字されていない予診票を据え置く。
- ・ 接種会場において、本人確認と接種済証等による接種間隔の確認を行い、据え置いていた予診票を用いて予診を行った上で、接種を行う。
- ・ 接種会場が医療機関である場合には、接種対象者の情報を含めた接種実績を市町村に報告し、接種費用を請求する。VRSへの入力、事後的に市町村内で行う。

(2) 接種実施医療機関等における60歳未満の基礎疾患を有する者等であることの確認について

接種実施医療機関等においては、予診の段階で、被接種者に対して基礎疾患の内容等を改めて確認し、当該被接種者が4回目接種の対象者であることを確認して、接種を行うこと。

(3) 60歳未満の基礎疾患を有する者等への情報提供等について

60歳未満の基礎疾患を有する者等に対する接種については、普段から当該者の診療を行っているかかりつけ医等から情報提供を行うことも考えられる。市町村は、広報誌やホームページなどに加え、医師会等の関係機関と連携して、医療機関へ周知し、かかりつけ医等を通じて60歳未満の基礎疾患を有する者等に対して4回目接種に関する情報提供を行うことについても検討すること。また、地域の実情に応じ、社会福祉法人等とも連携すること。

(4) 被接種者のプライバシーの保護について

4回目接種は、年齢や基礎疾患の有無等によりその対象者を設定しているため、接種会場での被接種者のプライバシーの保護について、一層の留意をされたいこと。

以上

接種券発行申請書（新型コロナウイルス感染症）【4回目接種用】

※4回目接種は、3回目接種を受けてから5か月以上経過した方のうち、
60歳以上の方、基礎疾患がある18～59歳の方等が対象です。

令和 年 月 日

〇〇市町村長宛

申請者 ふりがな 氏名 _____

住所 〒 _____

電話番号 _____

被接種者との続柄 本人 同一世帯員 その他（ ）

※ 転入を理由に本申請を行う方は、転出元で発行された4回目接種用の接種券がお手元にある場合、その接種券は廃棄してください。

被 接 種 者	ふりがな 氏名	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ	
	住民票に記載の住所	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ	〒
	生年月日		年 月 日
送付先住所	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ		
申請理由	<input type="checkbox"/> 18～59歳だが、基礎疾患がある等の理由で、4回目接種を希望している <input type="checkbox"/> 接種券が届かない <input type="checkbox"/> 接種券の紛失・破損 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 届いた接種券は、接種に使わず医師との相談（予診）のみで使用した <input type="checkbox"/> その他（ ）		

（裏面につづく）

<p>4 回目接種の対象者となる理由</p>	<p><input type="checkbox"/>60 歳以上である</p> <p><input type="checkbox"/>18 歳以上 60 歳未満であるが、基礎疾患があり、通院／入院している</p> <p>※下記の疾患のうち、該当するものにチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/>慢性の呼吸器の病気 <input type="checkbox"/>慢性の心臓病（高血圧を含む。）</p> <p><input type="checkbox"/>慢性の腎臓病 <input type="checkbox"/>慢性の肝臓病（肝硬変等）</p> <p><input type="checkbox"/>インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病</p> <p><input type="checkbox"/>血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/>免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）</p> <p><input type="checkbox"/>ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている</p> <p><input type="checkbox"/>免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患</p> <p><input type="checkbox"/>神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）</p> <p><input type="checkbox"/>染色体異常</p> <p><input type="checkbox"/>重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）</p> <p><input type="checkbox"/>睡眠時無呼吸症候群</p> <p><input type="checkbox"/>重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している（※1）、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している（※1）場合）</p> <p><input type="checkbox"/>18 歳以上 60 歳未満であるが、BMI が 30 以上である</p> <p><input type="checkbox"/>18 歳以上 60 歳未満であるが、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた</p>
<p>3 回目接種状況</p> <p>※接種済証、接種記録書、接種証明書を出される方は、本欄は記入不要です。</p> <p>※再発行の方は記入不要です。</p> <p>※分かる範囲で記入してください。</p>	<p>①接種日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>②ワクチン種類：<input type="checkbox"/>ファイザー（12 歳以上用） <input type="checkbox"/>武田/モデルナ</p> <p><input type="checkbox"/>武田（ノババックス）</p> <p>③接種の方法（当てはまるものにチェック）：</p> <p><input type="checkbox"/>市町村の会場や医療機関、職域会場での接種</p> <p>（接種券を送ってきた市町村名： _____）</p> <p><input type="checkbox"/>その他（具体的に： _____）（※2）</p> <p>※自衛隊や都道府県が設けた大規模接種会場で接種した方は「市町村の会場や医療機関、職域会場での接種」を選んでください。</p>

※1 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、基礎疾患のある方に該当します。

※2 「接種の方法」の「その他」には以下の方法が当てはまります。

- ・海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業での接種
- ・在日米軍による接種
- ・製薬メーカーによる治験等としての接種
- ・海外での接種
- ・上記の他、市町村の会場や医療機関、職域会場での接種に当てはまらない接種

事務連絡
令和4年5月10日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その3）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の更なる追加接種（以下「4回目接種」という。）については、「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その2）」（令和4年4月28日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「4月事務連絡」という。）において、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論を踏まえた接種対象者等についてお知らせし、準備をお願いしているところです。

4月事務連絡においては、4回目接種の対象者の中で、特に、18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者（以下「60歳未満の基礎疾患を有する者等」という。）に係る接種券の発行方法について、想定される実施方法の例をお示ししつつ、更に自治体のご意見を伺う旨をお伝えしておりましたが、今般、各自治体からいただいた意見を踏まえ、以下のとおり考えられる対応例や留意事項を更にお知らせします。各都道府県及び市町村（特別区を含む。）におかれましては、4月事務連絡や本事務連絡を踏まえ、4回目の接種の準備を更に進めていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

4月事務連絡の記6.（1）においては、60歳未満の基礎疾患を有する者等に対する接種券の発行方法として、以下の3つの方法を例示していたところ。

【1. 対象者の申請により接種券を発行する方法】

- ・ 被接種者等からの申請に基づいて接種券を発行することとし、その際、当該被接種者が60歳未満の基礎疾患を有する者等に該当するか否かについては、被接種

者からの自己申告を踏まえて判断する。

なお、接種券発行申請を受け付ける際の事務運用については、自治体向け手引き（7. 1版）第4章の4（2）においてお示ししているが、厚労省WEBサイト（コロナワクチンナビ）の接種券発行申請機能も活用可能であること等も踏まえ、申請者の利便性にも配慮した運用を検討すること。

また、4回目接種用の接種券発行申請書については、別紙のとおり、参考様式をお示しするが、当該申請書を保管することで、市町村において対象者を確認した記録とすることが考えられる。

【2. 接種会場において接種券を発行する方法】

- ・ 接種会場において直接接種券交付が可能な体制が整っている場合等においては、特段申請手続等を介さず、当日の接種会場における対象者確認に基づいて、接種券を発行する。
- ・ 会場で交付された接種券を用いて接種を行う。

【3. 接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に据え置く方法】

- ・ 自市町村内の接種会場に接種券情報が印字されていない予診票を据え置く。
- ・ 接種会場において、本人確認と接種済証等による接種間隔の確認を行い、据え置いていた予診票を用いて予診を行った上で、接種を行う。
- ・ 接種会場が医療機関である場合には、接種対象者の情報を含めた接種実績を市町村に報告し、接種費用を請求する。VRSへの入力も、事後的に市町村内で行う。

このうち、【2. 接種会場において接種券を発行する方法】については、具体的には、自市町村の住民について、接種会場において接種券番号等の必要な情報が確認できる体制を整え、接種券を発行する等の方法が考えられる。

このほか、さらには、以下のような対応方法について自治体から意見が寄せられていることから、その場合の留意点を含めて以下のとおり補足する。

【4. 一部の4回目接種対象者となる可能性の高い者に接種券を送付する方法】

一部の自治体において、申請により接種券を発行する方法を採りつつ、

ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

イ 新型コロナワクチンの1, 2回目接種において、優先的な予約について、基礎疾患を理由に申請していた者

といった、60歳未満の基礎疾患を有する者等に該当する可能性が高い者に対して予め接種券を送付したいといった意向があった。

こうした取組は、各自治体の判断で実施可能であると考えられるが、実施の際には、部局間の個人情報共有が必要となる場合も考えられるため、各自治体の個人情報保護

条例の内容等に留意して進めること。

【5. 18歳以上60歳未満の3回目接種完了者全員に接種券を送付する方法】

一部の自治体において、4月事務連絡において例示された方法を採用することが困難であることから、18歳以上60歳未満の3回目接種完了者全員に対して接種券を送付したいといった意向があった。やむを得ずこうした方法を採用する場合、以下の点に留意しつつ、各自治体で慎重に検討されたい。

- ア 接種券を受け取った者が接種対象者の範囲を誤解しないよう、接種券の同封物により、現時点では、18歳以上60歳未満の場合は、基礎疾患を有する場合等のみにおいて接種対象者となること及び4回目接種の対象者の範囲については、引き続き様々な情報を収集しながら検討を行っていくことを分かりやすく伝えること。また、各自治体のその他の広報でも十分周知すること。
- イ 最終的には予診段階における接種対象者の確認を行うことになるが、これに加え、接種の予約を受け付ける段階や、接種会場での受付においても、接種対象者であることを確認するなど、接種対象者でない者が接種を受けることを防ぐための対応を取る。
- ウ 接種券を受け取った者からの接種対象に関する問い合わせに適切に対応できる体制を確保すること。

なお、60歳未満の基礎疾患を有する者等に対する接種券の発行方法を決定するに当たっては、各地域の医療関係団体と事前に調整を行うこととされたい。

以上

資料提供
(県 政)

提供年月日 : 令和4年(2022年)5月19日
部 局 名 : 滋賀県健康医療福祉部
ワクチン接種推進室
担 当 者 名 : 岡田、山中
連絡先(内線) : 077-528-3695 (3595)



武田社ワクチン（ノババックス）接種の開始について

滋賀県では、国において武田社ワクチン（ノババックス）が追加承認されたことを受け、滋賀県広域ワクチン接種センターにおいて、6月5日（日）から下記のとおり接種を実施することとしましたのでお知らせします。

(1) 実施期間	令和4年6月5日（日）～7月3日（日）
(2) 実施日時	毎週日曜日 ※6月19日を除く 受付時間：16時15分から16時30分
(3) 実施場所	滋賀県広域ワクチン接種センター南部会場 (Oh!Me大津テラス3F 大津市打出浜14番30号)
(4) 対象者	滋賀県在住(滋賀県内市町が発行したワクチン接す健をお持ちの方)で、次のいずれかに該当する18歳以上の方。 ※申込者数が予約枠数を超過した場合、3回目接種を優先します。 ① 3回目接種 ・アレルギー等でmRNAワクチン（ファイザー社またはモデルナ社）を接種できず、初回接種でアストラゼネカ社ワクチンの接種を受けた方 ・mRNAワクチン（ファイザー社またはモデルナ社）の初回（1、2回目）接種を受けた方で、副反応等により同じワクチンで3回目接種を受けられない方 ② 2回目接種のみ ・mRNAワクチン（ファイザー社またはモデルナ社）の初回（1回目）接種を受けた方で、副反応等により同じワクチンで2回目接種を受けられない方 ・アストラゼネカ社およびノババックス社のワクチンを1回接種済みの方 ③ 1、2回目接種 ・アレルギー等でmRNAワクチン（ファイザー社またはモデルナ社）を接種できず、一度も接種していない方

(5) 予約開始日時	令和4年5月20日（金）午前10時
(6) 予約方法	<p>県ホームページにリンクしている予約サイトを通じ、ネットのみで接種の予約を受け付けます。</p>  <p>県ホームページ 「武田社ワクチン（ノババックス）の接種について」</p>
(7) 備考	<p>ポリエチレングリコールに対するアレルギー等の無い18歳以上の方については県広域ワクチン接種センター（モデルナ社製ワクチン）で対応しているため、上記「(4)対象者」に該当しない18歳以上の方については接種対象ではありません。</p>

新型コロナウイルス感染症にかかる HER-SYS の積極的活用について

感染症対策課

令和4年5月19日

◆ 背景

各診療・検査医療機関において新型コロナウイルス感染症患者を診断された場合は、感染症法に基づき発生届を提出いただいているところ。また、提出にあたっては、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)を積極的に活用いただいているところ。

第6波においては、徐々にFAXによる発生届が減少し、HER-SYSによる報告が増えてきたところであるが、当初から保健所や県庁での代行入力を行ってきたこともあり、全国の医療機関におけるHER-SYS入力率(全国平均:68%)と比べ滋賀県では低い水準(滋賀県:18%)に留まっている。

HER-SYSの活用により患者情報の円滑な共有や、保健所における事務の円滑化、FAXの送信間違いや送信漏れを防ぐことにも寄与することから、本県においても、HER-SYSの活用を積極的に推進して参りたい。

◆ 今後の対応(案)

- ・ 再度、HER-SYSの積極的な活用について協力を依頼
- ・ HER-SYSのIDが付与されていない全診療・検査医療機関に対して、HER-SYSのIDを付与するとともに、使用にあたっての説明書類を送付(ID登録申請を省略)。
- ・ 今後、診療・検査医療機関としての新規登録があった場合は、登録と同時にHER-SYSのIDを付与。
- ・ 診療・検査医療機関向けのHER-SYS活用にかかる説明会を開催

医療機関による発生届のHER-SYS入力率

※2022年4/18～4/25報告分（4/26時点）

- 提出された発生届のうち、医療機関で入力された割合を整理したものです。（入力率が高い順に40都道府県分を機械的に抽出）
- 入力件数（陽性者数）が都道府県によって大きく異なる点には十分留意する必要がありますが、陽性者が依然として多く判明している**2022年4月18日～25日**においても、**10を超える都県では発生届の80%超が医療機関から入力されています。**

	県名	医療機関入力率
1	沖縄県	96%
2	石川県	95%
3	愛媛県	92%
4	広島県	88%
4	鹿児島県	88%
6	青森県	86%
6	徳島県	86%
8	熊本県	84%
8	三重県	84%
10	東京都	82%
11	岡山県	81%
11	香川県	81%
13	高知県	79%

14	富山県	78%
15	岐阜県	77%
16	千葉県	76%
17	埼玉県	74%
17	福井県	74%
17	栃木県	74%
20	神奈川県	73%
20	佐賀県	73%
22	新潟県	72%
23	茨城県	70%
24	長崎県	68%
25	大阪府	67%
26	岩手県	62%
26	群馬県	62%
28	愛知県	61%

全国平均
68%

28	京都府	61%
30	山形県	60%
31	北海道	59%
31	宮崎県	59%
33	秋田県	58%
33	福島県	58%
35	宮城県	54%
36	山梨県	53%
37	兵庫県	42%
37	島根県	42%
37	奈良県	42%
40	福岡県	41%

〇〇〇〇〇〇 御中

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム (HER-SYS)
の利用者 ID の交付および発生届時の活用について

平素より本件の感染症対策にご尽力賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、感染症法において、診断した医師が管轄の保健所に直ちに発生届を提出することとされているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の発生届について、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム (以下、「HER-SYS」(ハーシス) という。) による届出を推進するため、〇〇〇〇〇〇における **HER-SYS の利用者 ID について、別紙のとおり交付します。**

HER-SYS の活用により患者情報の円滑な共有や、保健所における事務の円滑化、FAX の送信間違いや送信漏れを防ぐことにも寄与することから、貴院に置かれましても積極的な活用へのご協力をお願いいたします。

併せて、以下のとおり HER-SYS の利用に関する説明会をオンライン (zoom) で開催させていただきますので、積極的にご参加いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、診療・検査医療機関以外でも、新型コロナウイルス感染症の診断をしていただくことがあるため、今回、全ての医療機関を対象に HER-SYS の利用者 ID を交付させていただきます。

医療機関向け説明会概要

日時：令和〇年〇月〇日 (〇) 〇：〇～〇：〇

令和〇年〇月〇日 (〇) 〇：〇～〇：〇

令和〇年〇月〇日 (〇) 〇：〇～〇：〇

※ いずれの日程も内容は同じです

開催方式：**Zoom** によるオンライン開催

Zoom ID：〇〇〇〇

ZoomPASS：〇〇〇〇

※ 参加申込は不要ですので、当日上記 ID 等でご入室ください。

※ Zoom での入室方法が不明な方は、以下担当課までその旨メールで頂ければ、入室用の URL を返信させていただきます。

内容：① HER-SYS の基本的な操作方法

② HER-SYS による発生届の流れ

③ 患者情報の確認方法 等

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課
調査・検査係 (担当：棚田、鳩、村井)
TEL : 077-528-3584
FAX : 077-528-4866
E-mail : coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

HER-SYS 利用者 ID 交付書

医療機関名：○○○○○○

1. 利用者 ID および初期パスワード

利用者 ID	251○○○○○○○○p.○○○○○○@cov19.mhlw.go.jp
初期パスワード	○○○○○○○○

- ※ 初回ログイン時にパスワードを変更するとともに二段階認証用の電話番号を登録していただく必要があります。
- ※ 電話等による二段階認証が困難であり USB セキュリティキーを利用される場合は1つの ID につき1つの USB セキュリティキーを別途購入いただく必要があります。詳しくは HER-SYS ヘルプデスクにお問い合わせください。
(HER-SYS ヘルプデスク連絡先：03-6877-5154)
- ※ ログイン方法等の詳細については別添資料をご確認いただくか、前述する説明会にご参加いただきますようお願いいたします。
- ※ その他、HER-SYS のログイン方法や操作方法等についてご不明な点がある場合は、下記 HER-SYS ヘルプデスクまでお問い合わせください。

2. HER-SYS のアクセス用 URL

<https://stop.cov19.mhlw.go.jp/>

3. ログイン方法および操作方法に関する問い合わせ先

【HER-SYS ヘルプデスク】

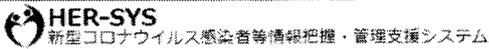
電話番号：03-6877-5154

メールアドレス：helpdesk@cov19.mhlw.go.jp

受付時間：月～金（土日祝を除く平日）9:00～18:00

HER-SYSによる発生届の入力について(協力依頼)

※特に入力いただきたい点について抜粋しております。
このほかの項目につきましても、入力漏れのないようご協力をお願いいたします。



発生届 ※ 発生届の提出は、感染症法第12条に基づく義務です。必要な事項を入力の上、速やかに提出して下さい。

法令様式

→ 感染を確認した場合は、直ちに入力・提出願います。

従事する病院・診療所の名称

入力必須

外采機関を検索

医師の氏名

入力必須

当該者情報

フリガナ

入力必須

当該者氏名

入力必須

生年月日

入力必須

性別

男

女

選択必須

当該者職業

入力必須

郵便番号

都道府県

住所1

住所2

当該者住所

入力必須

電話番号1

入力必須

郵便番号

都道府県

当該者所在地

当該者住所と同じ

電話番号2

入力必須

【当該者職業】

・聞き取りでわかる範囲で、できるだけ具体的に記載してください。特に、**職場が高齢者施設、保育所、学校等の場合は、職場名を記載**してください。

例) ◎○デイサービス 介護職
○□病院 医療事務
×△小学校 2年生

【電話番号1、電話番号2】

・番号に誤りが無いか十分ご注意ください。
・電話番号2は、自身で健康状態を入力するシステム「My HER-SYS」の活用が必要となります。※携帯電話の番号に対してのみ可

～中略～

発熱

○ 無

○ 有

✓ 症状なし

咳

○ 無

○ 有

【症状①】

・無症状の場合は、必ず「症状なし」にチェックを入れてください。

咳以外の急性呼吸器症状

○ 無

○ 有

肺炎像

○ 無

○ 有

重症な肺炎

○ 無

○ 有

急性呼吸窮迫症候群

○ 無

○ 有

多臓器不全

○ 無

○ 有

全身倦怠感

○ 無

○ 有

頭痛

○ 無

○ 有

嘔気/嘔吐

○ 無

○ 有

下痢

○ 無

○ 有

結膜炎

○ 無

○ 有

嗅覚・味覚障害

○ 無

○ 有

酸素飽和度(室内気)

98.2%

【症状③】

・酸素飽和度を確認している場合は、入力してください。(確認していない場合は、入力不要です)

その他症状

診断方法

診断類型

選択必須

検査方法

検体

検体採取日

陰性

陽性

その他

検査1

選択必須

入力必須

自由記述欄

初診年月日

日付選択

診断（検査）年月日

入力必須

感染したと推定される年月日

日付選択

発病年月日

**有症状の場合
入力必須※**

※患者（検査例）を診断した場合にのみ入力すること

死亡年月日

**※死亡者の場合
入力必須**

【検体採取日】
・療養期間に影響するため、特に無症状の場合は、必ず入力してください。

【発病年月日】
・有症状の場合は、必ず入力してください。

～中略～

新型コロナウイルスワクチン接種履歴

1回目

無 有 () 不明

ワクチンの種類

製造会社

接種年月日

※カレンダーからも入力可能です

2回目

無 有 () 不明

ワクチンの種類

3回目

無 有 () 不明

ワクチンの種類

【ワクチン接種回数】
・聞き取りでわかる場合は入力してください。
・接種日不明の場合は、おおよその月日を入力してください。
例) 2021年8月初旬に接種 → 2021年8月1日
2021年8月中旬に接種 → 2021年8月15日
2021年8月下旬に接種 → 2021年8月31日

届出時点の入院の有無

無 有

選択必須

重症化のリスク因子となる疾患

無 有

選択必須

悪性腫瘍

無 有

慢性閉塞性肺疾患 (COPD)

無 有

慢性腎臓病

無 有

高血圧

無 有

糖尿病

無 有

脂質異常症

無 有

肥満 (BMI30以上)

無 有

喫煙歴

無 有

その他

無 有

【重症化リスク因子となる疾患】
・該当する場合は、漏れなく選択してください。
・選択肢に該当しない基礎疾患は、「その他」に記入してください。

臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれの有無

無 有

選択必須

妊婦

無 有

選択必須

重症度（「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」による。）

軽症
 中等症I
 中等症II
 重症

【重症度】
・有症状の場合は、必ず選択してください。

入院の必要性

無
 有

選択必須

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての限時的・特例的な取扱いによる電話や情報通信機器を用いた診療

無
 有

報告年月日

2022/02/25

【注意】報告日は変更しないでください
※日付けを遡ると抽出作業時に漏れる恐れがあります。

リンクの有無

リンクなし
 リンクあり
 調査中

※精密的検査調査の結果を記入してください

変異株PCR

N501Y
 陽性
 陰性
 判定不能
 未実施

L452R
 陽性
 陰性
 判定不能
 未実施

ゲノム解析結果

再を選択してください

※ゲノム解析により変異株特定済み（陽性）の場合にチェック・入力してください

特記事項欄

～中略～

通知設定

メール送信

する
 しない
 ※届出先保健所と担当保健所（管轄する都道府県職員含む）に発生届が報告されたことを通知します

送信先

管轄保健所

My HER-SYS URL 通知

する
 しない
 ※下記通知先にMy HER-SYS URLを通知します

通知先

0901111111

前回通知日

未通知

HER-SYS ID 通知

する
 しない
 ※HER-SYS IDを通知しません

通知先

0901111111

前回通知日

未通知

【メール送信】
・必ず「する」を選択してください。
・自動的に管轄保健所が送信先として設定されますので、送信先は変更しないでください。

確認

My HER-SYSの通知設定
・「しない」にチェックをしてください。
・必要に応じて保健所がMy HER-SYSの案内を行います。

医療機関のみなさまには、お忙しい中、お手数をおかけしますが、何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和4年(2022年)5月19日(木) 感染症対策課作成
第2回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等の支援強化にかかる保健所体制構築業務委託(素案)について

1. 事業目的

第6波において、想定を超える自宅療養者が発生したことから、保健所業務がひっ迫することとなった。今後の感染拡大時には、保健所業務のひっ迫を防ぎつつ、ハイリスク者に確実に対応できるよう、保健所職員でなければ対応が困難な業務以外の業務については外部委託等を行うことにより自宅療養者への支援体制を整備し、真に支援が必要な自宅療養者等に対して迅速かつ適切な対応が可能となるよう体制を強化する。

2. 事業概要

自宅療養者等健康観察業務
パルスオキシメータ配送業務
問い合わせ業務
受診調整(24時間対応)
自宅療養証明発行業務

3. 依頼事項

標記の業務委託において、以下の内容を受託業者に実施いただくことを検討しており、各医療機関におきましては、次のとおりご対応をお願いしたい。(概要は別添資料を参照)

(1) 受診調整について

自宅療養者等から体調変化や症状の悪化等について保健所に相談があった場合、多くは保健所から医療機関に受診調整をさせていただいているところ。

この受診調整について、受託業者が健康観察を行う者については、予め提供の了承をいただいた「受診可能な医療機関リスト」に基づき、各保健所に代わって、受託業者から各医療機関に直接連絡し、調整させていただきたい。

(2) 電話・オンライン診療の仕組みの構築について

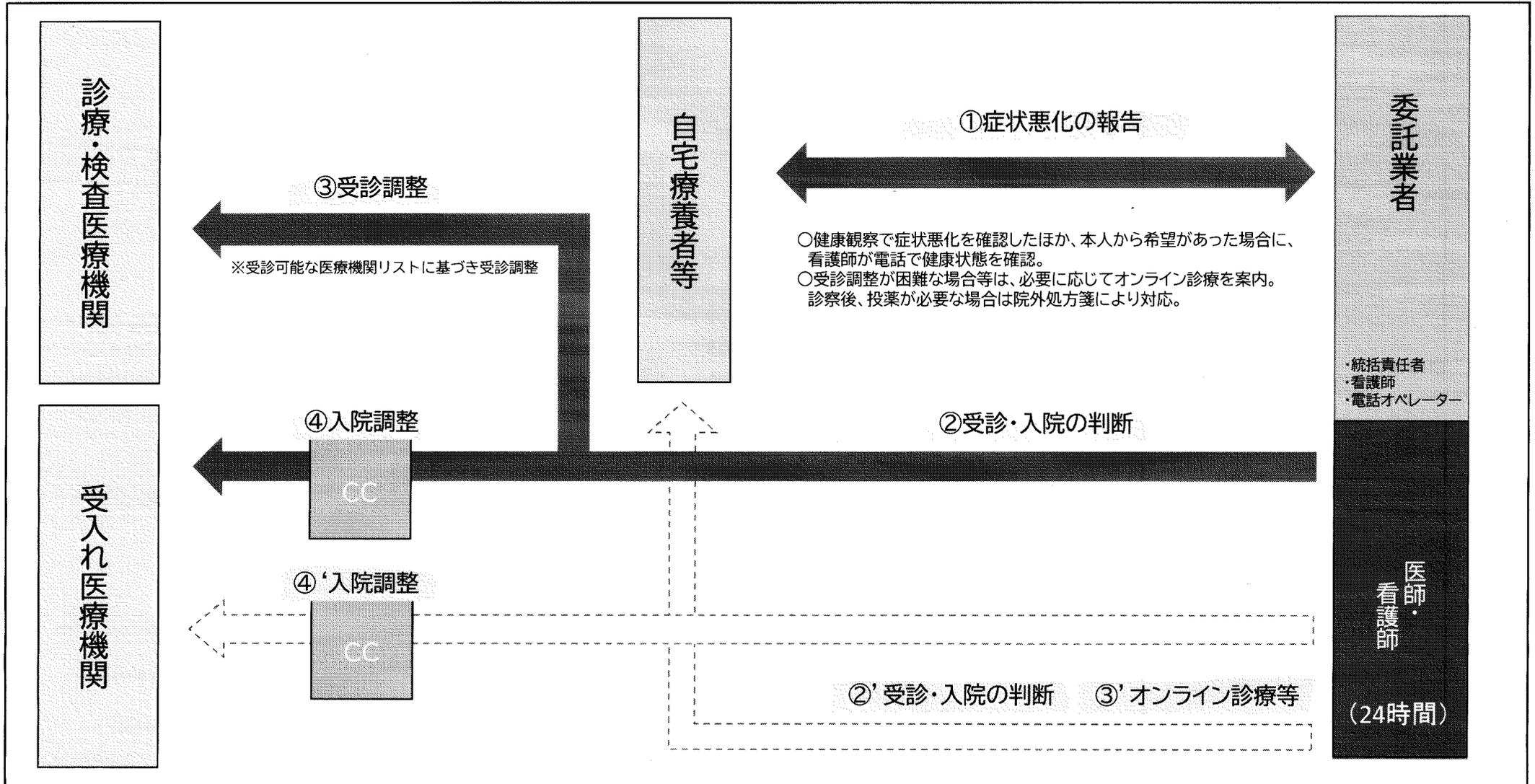
上記自宅療養者のうち、かかりつけ医がおられない等の事情により、地域の医療機関への受診調整が困難な場合等で、本人から電話・オンライン受診を希望する旨の申出があった場合は、受託者が確保した医師による診療が速やかに実施できる仕組みを設けさせていただきたい。(※原則、まずは従来通り地域の医療機関に受診調整させていただく。)

4. 事業期間(案)

令和4年6月初旬	公告
6月中～下旬	開札・契約締結
7月下旬	事業運用開始、受診調整開始、各医療機関あて依頼

症状悪化時の対応(受診調整・入院調整)

⬅️: 休日・夜間(②' ~④')



草年発第519号
 栗保年第196号
 令和4年6月1日

一般社団法人草津栗東医師会
 医療機関各位

草津市長 橋川 涉
 栗東市長 野村 昌弘
 (公 印 省 略)

特定健康診査にかかる治療中患者情報の提供について (依頼)

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、両市の各種健(検)診事業に格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、両市が実施している特定健康診査の対象者の中には、慢性疾患や外傷等で治療中であることから、健診を受診されない方もおられます。しかし、治療中の方についても生活習慣病の早期発見・重症化予防を行い、生活習慣病の有病者・予備群の減少を図るため、健診を受けていただくことが必要です。受診券の配布の際に、ご協力いただける方は、医療機関での治療中データを提供(治療中患者情報提供)いただくようお願いしております。

被保険者が治療中患者情報提供を希望される場合、各実施医療機関の御協力が必要となりますことから、各実施医療機関でとっていただく手続の流れをお示した「治療中患者情報の提供について」を作成いたしました。

御多忙の中誠に恐縮でございますが、患者様から治療中患者情報提供に係るお申し出があった際には、何卒御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

草津市保険年金課 担当者：美馬 連絡先：TEL 561-2366 FAX 561-2480 栗東市保険年金課 担当者：池内 連絡先：TEL 551-1807 FAX 553-0250
--

治療中患者情報提供について

(1) 対象者

市の特定健診対象者で、慢性疾患や外傷等により、特定健診実施医療機関にて治療中であり特定健診を受診する意思がない者（6ヶ月未満の入院患者含む）

※治療中患者情報提供 1 件につき、委託料として3, 300円支払われます。

下記の基本項目のデータがそろっていることをお確かめ下さい。

- ◎：治療中により実施機関にて把握している項目
- ：検査データは、総合判定を行う2～3か月以内の検査結果を基本とする
（測定に要する費用は「治療中患者情報提供料」に含まれる）
（各検査の測定が2～3ヶ月以内でない場合は、検査実施日が当該年度であれば可）
- ★：検査結果データがある場合は記入する項目

- 留意事項**
- ① 基本項目を実施していなければ、治療中患者情報の提供を実施したとみなされないため、委託料は支払われない。
 - ② 各検査の測定は同日でなくても可

(2) 検査項目一覧

区分	内 容	対応	項目が不足の場合の対応	
基本項目 (必須項目)	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）	○	測定が必要。	
	自覚症状及び他覚症状の検査	○		
	身体計測	身長	○	測定する費用は、治療中患者情報提供料に含まれるため、 保険診療での取り扱いとなりません。
		体重	○	
		腹囲	要計測	
	血圧	収縮期血圧	○	※血圧は1回の測定で可。
		拡張期血圧	○	
	血中脂質検査	中性脂肪	◎	通常の特健診を案内して ください。 ※生理中の女性、腎疾患等があるために、排尿障害を有している方は、尿検査不要。
		HDL コレステロール	◎	
		LDL コレステロール	◎	
	肝機能検査	AST(GOT)	◎	
		ALT(GPT)	◎	
		γ-GT(γ-GTP)	◎	
	血糖検査 <u>※いずれか 1つのみで可</u>	空腹時血糖	◎	
ヘモグロビンA1c				
随時血糖				
尿検査	糖	◎		
	蛋白	◎		
追加健診項目 <u>※任意項目 データがなければ不要</u>	尿潜血	★	再検査不要。 治療中患者情報提供票は空欄で提出してください。	
	尿酸	★		
	クレアチニン	★		
	eGFR	★		

(3) 手続きの流れ

- ①対象者が「国民健康保険被保険者証」と「特定健診受診券」を持っているか確認してください。

留意事項

- ① 保険証がない場合は、市に電話で資格確認。

草津市保険年金課 Tel 077-561-2366

栗東市保険年金課 Tel 077-551-1807

- ② 受診券がない場合、対象者に市で受診券を再発行するよう案内。
(他の医療機関等で受診券を使用して、既に特定健康診査を受診されていないか確認をお願い致します。)



- ②検査項目を確認してください。(「(2) 検査項目一覧」を参照)

留意事項

血液検査、尿検査に不足があり、改めて検査が必要な場合は、

対象者に、通常の特健診を受診するよう案内をお願いします。



(検査項目に不足がない場合)

- ③対象者に「治療中患者情報提供票」の本人同意欄への署名を依頼してください。
(対象者が記入困難な場合は代筆可)



- ④「治療中患者情報提供票」を作成後、コピーを2部とってください。
1部は対象者へ、1部は実施医療機関で保管し、原本は滋賀県国民健康保険団体連合会に提出してください。



- ⑤請求書を滋賀県国民健康保険団体連合会へ提出してください。

【送付先住所】

〒520-0043 大津市中央4丁目5-9

【送付先電話番号】077-522-2960

【送付物】請求書、治療中患者情報提供票(原本)

栗保年第206号
令和4年6月1日

一般社団法人草津栗東医師会
医療機関各位

栗東市長 野村 昌弘
(公 印 省 略)

特定健康診査にかかる早期受診事業について

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市の各種健（検）診事業に格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では特定健康診査の早期受診並びに受診率向上の取組として、本市の国民健康保険加入者で令和4年10月末までに特定健康診査を受診された方に本市オリジナル QUO カード（1,000円分）を進呈します。

また特定健康診査対象者で令和4年10月末までに「職場の定期健康診査を受診し結果を情報提供された方」および「特定健診実施医療機関に定期的に受診されている方で検査データを提供された方」についても本市オリジナル QUO カード（1,000円分）を進呈します。（対象者への QUO カードの発送時期は令和5年3月を予定しています。）

特定健診受診対象者には、医療機関で特定健診を受診される際は早めに予約をしていただくよう勧奨をしていきます。また新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、早期受診の期限を延長することがあります。

つきましては被保険者の特定健診の早期受診へのご協力並びに受診勧奨についてよろしくお願いいたします。

栗東市保険年金課 担当者：池内 TEL 551-1807 FAX 553-0250
--

栗 保 年 第 号
令和4年 月 日

一般社団法人草津栗東医師会
医 療 機 関 各 位 様

栗東市長 野村 昌弘
(公 印 省 略)

特定健康診査にかかる通院者対策事業について

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市の各種健（検）診事業に格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市が実施している特定健康診査の受診率向上事業の一環として、医療機関を通じて通院者へ特定健康診査への受診勧奨を実施したいと考えています。

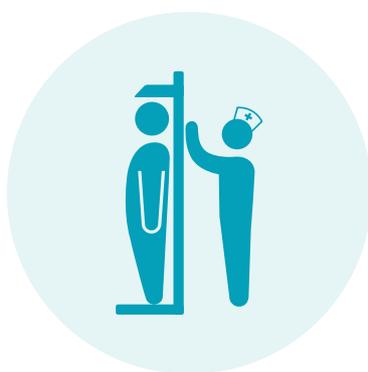
つきましては本市国民健康保険加入者（特定健康診査対象年齢）の受診時における別紙チラシの配布、並びに同チラシの窓口掲示等についてご協力願いたく、お手数ですがよろしくお願ひいたします。

なお、特定健康診査を実施していない医療機関につきましても特定健康診査の受診率向上への取組の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

栗東市保険年金課 担当者：池内 TEL 551-1807 FAX 553-0250
--

40～74歳の国民健康保険に加入している方へ

医師である私からも 年に1回の特定健診の 受診を推奨します。



特定健診は、通院中の方も対象です。

**栗東市の補助で通常約9,000円の健診が
無料で受診可能です。**

詳細は裏面をご確認ください。

草津栗東医師会
栗東市役所 保険年金課 国民健康保険係

栗東市の特定健診

【受診期間】令和4年11月30日(水)まで

令和4年10月末までに特定健診を受診された方には
本市オリジナル QUOカード1,000円分をプレゼント!!

※QUOカードの送付は令和5年3月頃を予定（申請不要）



健診にかかる費用

0円

個人で受けると約9,000円かかる検査を、
無料で受けられます。
国民健康保険加入者は、自治体が
健診費用の全額を補助します。



検査にかかる時間

約1時間*

血液検査と尿検査を中心にした健診です。
糖尿病、高血圧症をはじめとする、
やっかいで長引く病気の
兆候・リスクを詳しく調べます。

※健診にかかる時間は目安です。混雑状況等により異なります。

検査内容



身体測定



血液検査



血圧測定



尿検査



問診・診察

なるべくお早めに、受診日を決めてください。

受診日が決まったらメモをしましょう。

受診日時	月	日 ()	時	分
メモ欄				

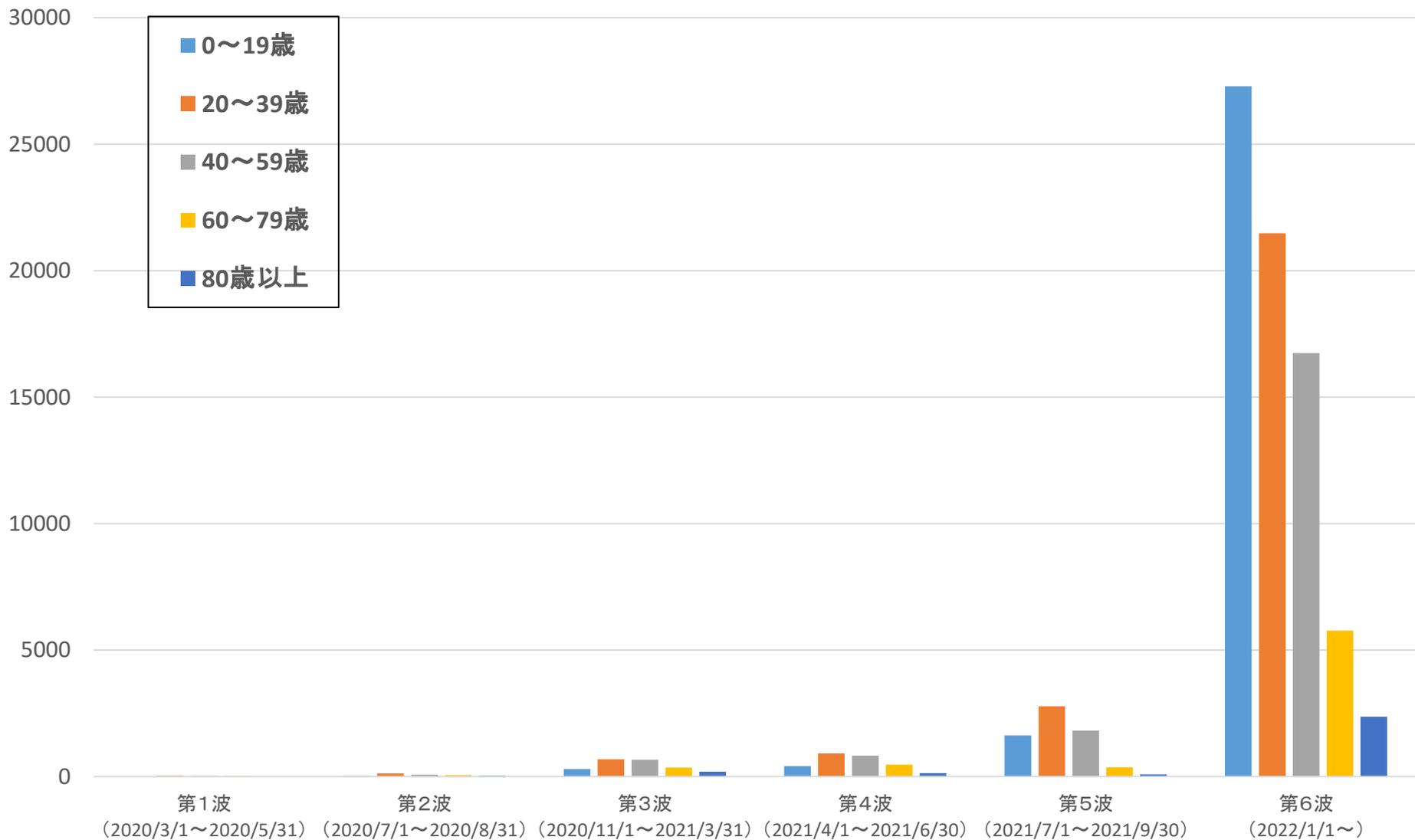
当日の持ち物

健診費用：無料

- ①国民健康保険被保険者証
- ②特定健康診査受診券
- ③質問票
- ④前年度の健診結果票(お持ちの方)

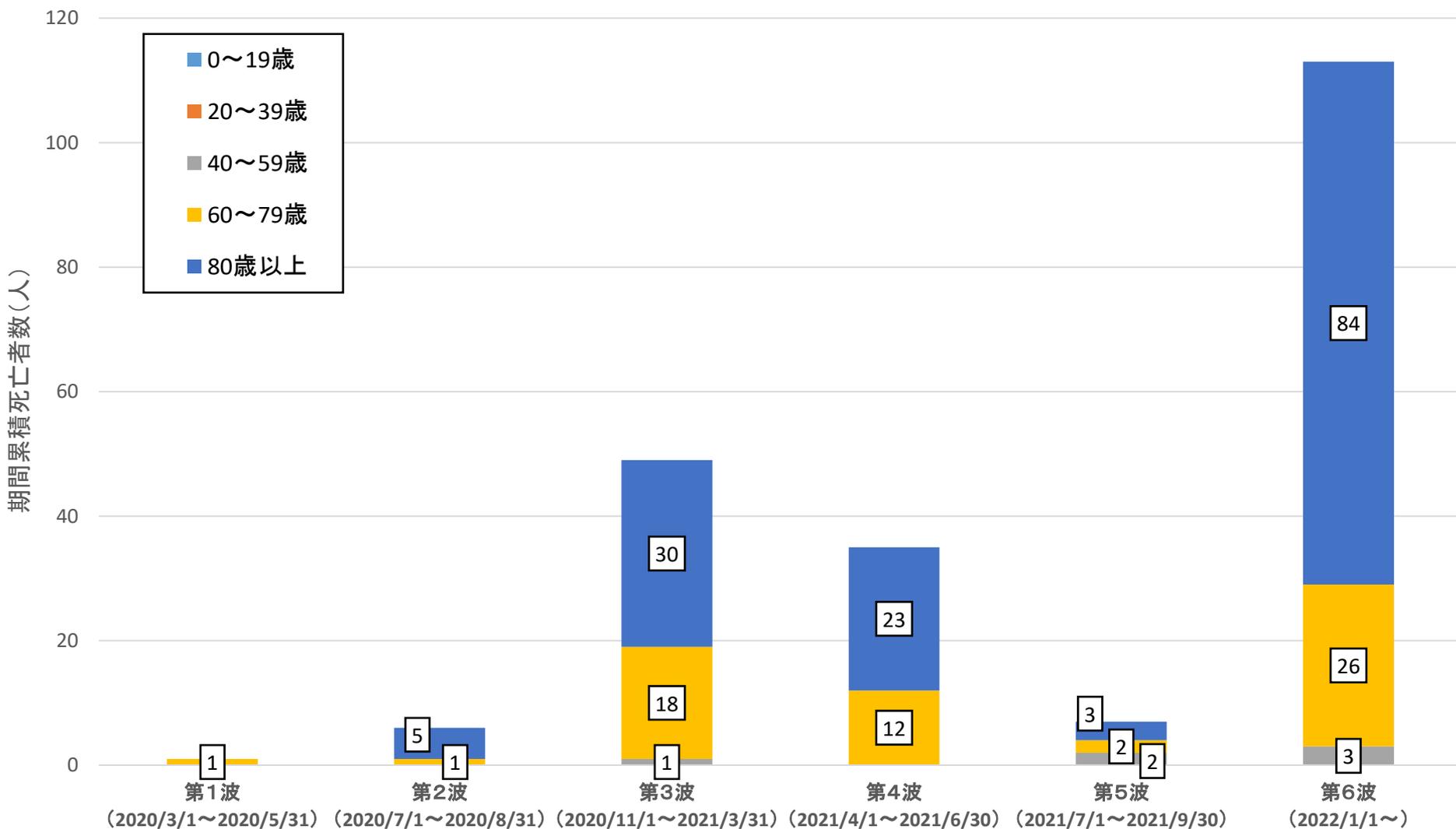
※特定健康診査受診券がお手元がない場合は、事前に保険年金課 国民健康保険係(☎077-551-1807)へお問い合わせください。

滋賀県におけるCOVID-19各波の年代別陽性者数



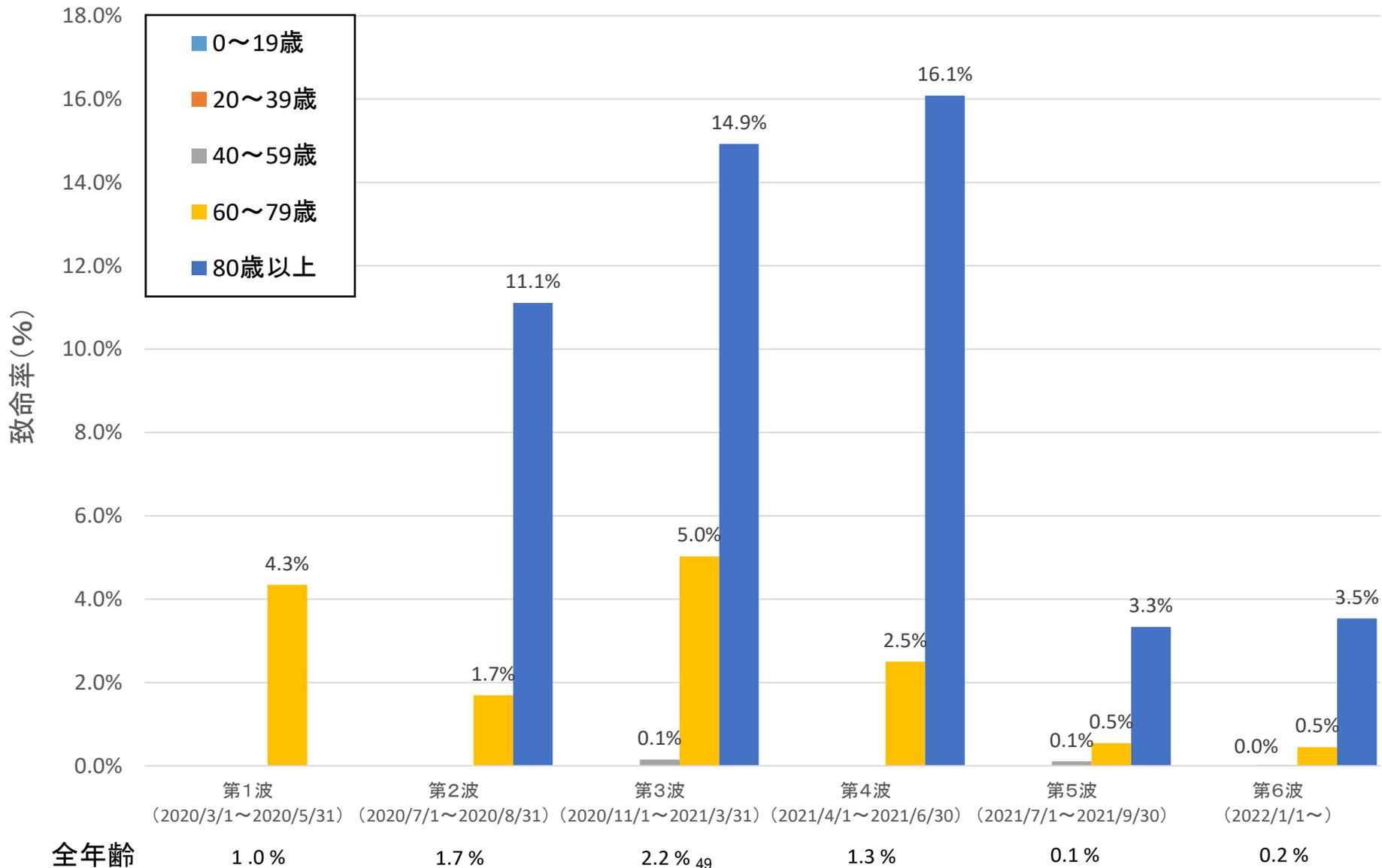
滋賀県におけるCOVID-19 各波の累積死亡者数

※令和4年5月17日時点



死亡者数: 新型コロナウイルス感染症陽性者が死亡した数
 (死亡者数は、死亡日ではなく陽性者として公表された日で集計)

滋賀県におけるCOVID-19 各波の致命率(死亡者数/新規陽性者数)



参考(滋賀県)

※令和4年5月17日時点

各波の年齢階級別新規陽性者数

波	0～19歳	20～39歳	40～59歳	60～79歳	80歳以上	合計
第1波 (2020/3/1～2020/5/31)	6	38	32	23	1	100
第2波 (2020/7/1～2020/8/31)	35	129	81	59	45	349
第3波 (2020/11/1～2021/3/31)	306	682	671	358	201	2218
第4波 (2021/4/1～2021/6/30)	417	918	828	479	143	2785
第5波 (2021/7/1～2021/9/30)	1630	2781	1817	366	90	6684
第6波 (2022/1/1～)	27290	21478	16740	5769	2373	73659
合計	29684	26035	20169	7054	2853	85795

各波の年齢階級別死亡者数

波	0～19歳	20～39歳	40～59歳	60～79歳	80歳以上	合計
第1波 (2020/3/1～2020/5/31)	0	0	0	1	0	1
第2波 (2020/7/1～2020/8/31)	0	0	0	1	5	6
第3波 (2020/11/1～2021/3/31)	0	0	1	18	30	49
第4波 (2021/4/1～2021/6/30)	0	0	0	12	23	35
第5波 (2021/7/1～2021/9/30)	0	0	2	2	3	7
第6波 (2022/1/1～)	0	0	3	26	84	113
合計	0	0	6	60	145	211

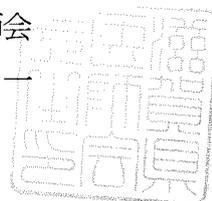
滋医発第 38号

令和4年5月19日

各地域職域医師会長 様

一般社団法人滋賀県医師会

会長 越 智 眞 一



職場におけるハラスメントの防止に関する規程の施行について

平素は、本会の運営にあたりまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「職場におけるパワーハラスメント防止対策」が令和4年4月から全企業に義務付けられたことにもない、本会におきましては5月11日開催の第3回理事会において「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」を制定し、令和4年4月1日から施行することとなりましたので、別添のとおり通知いたします。

職場におけるハラスメントの防止に関する規程

令和 4 年 5 月 11 日制定

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県医師会就業規則(以下「就業規則」という)第3条第5項の規定に基づき、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という)を防止するために職員が遵守すべき事項を定める。

なお、この規程における職員とは、正職員だけではなく、嘱託職員、契約職員、臨時職員、派遣職員も含むものとする。

(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの定義)

第2条 パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境を害することをいう。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。

2 セクシュアルハラスメントとは、職場における性的な言動に対する他の職員の対応等により当該職員の労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他の職員の就業環境を害することをいう。また、相手の性的指向又は性自認の状況にかかわらず、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。

3 前項の他の職員とは直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により就業環境を害されたすべての職員を含むものとする。

4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、職場において、上司や他の職員が、職員の妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により職員の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性職員の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。

5 第1項、第2項及び第4項の職場とは、職員が業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

(禁止行為)

第3条 すべての職員は、他の職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、その言動に注意を払い、職場内において次の第2項から第5項に掲げる行為をしてはならない。また、職員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。

2 パワーハラスメント(第2条第1項の要件を満たした以下のような行為)

- (1) 暴行・傷害などの身体的な攻撃
- (2) 脅迫・名誉棄損・侮辱・暴言などの精神的な攻撃
- (3) 隔離・仲間外し・無視などの人間関係からの切り離し
- (4) 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害など
- (5) 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- (6) 職場内外での継続的な監視や、私的なことに過度に立ち入ること
- (7) その他の前条第1項に該当する行為

3 セクシュアルハラスメント(第2条第2項の要件を満たした以下のような行為)

- (1) 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- (2) わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- (3) 性的及び身体上の事柄に関するうわさの流布
- (4) 不必要な身体への接触
- (5) 性的な言動により、他の職員等の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- (6) 交際・性的関係の強要

- (7) 性的な言動への抗議又は拒否等を行った職員等に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- (8) その他の前条第2項に該当する行為
- 4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(第2条第4項の要件を満たした以下のような行為)
 - (1) 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為
 - (2) 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
 - (3) 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
 - (4) 妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動
 - (5) 妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等
 - (6) その他の前条第4項に該当する行為
- 5 職員等が職場におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する行為

(懲戒)

第4条 次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める懲戒処分を行う。

- (1) 第3条第2項(2)から(7)、第3条第3項(1)から(5)までのいずれか若しくは(8)の行為及び第4項の行為を行った場合は、就業規則第47条(1)から(3)までに定める譴責、減給、出勤停止とする
- (2) 前号の行為が再度に及んだ場合、その情状が悪質と認められる場合、第3条第2項(1)又は第3条第3項(6)、(7)の行為を行った場合は、就業規則第47条(4)に定める懲戒解雇とする

(相談及び苦情への対応)

第5条 職場におけるハラスメントに関する相談窓口は事務局長又は各課課長とし、その責任者は事務局長とする。但し、事務局長等上席が当事者の場合は次席の者とする。

- 2 職場におけるハラスメントの被害者に限らず、すべての職員等は、職場におけるハラスメントに関する相談を相談窓口の担当者に申し出ることができる。
- 3 対応マニュアルに沿い、相談窓口担当者は相談者からの事実確認の後、事務局長に報告する。事務局長は相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、上司その他職員等に事実関係を聴取することとする。
- 4 前項の聴取を求められた職員等は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 5 対応マニュアルに沿い、事務局長は会長に事実関係を報告し、事務局長は、問題解決のための措置として、第4条による懲戒の他、行為者の異動等被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じる。
- 6 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーを保護するとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行わないこととする。

(再発防止の義務)

第6条 事務局長は、職場におけるハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析等、適切な再発防止策を講じなければならない。

附則 本規定は令和4年4月1日から実施する。

ご存知ですか？ 改正個人情報保護法

1

2022年4月1日より 改正個人情報保護法 施行

個人情報保護法に「漏えい等の報告」に関する条文は新設され、これまでよりも情報漏えい時の対応が厳格化されます。

一定の基準を満たす個人情報の漏えいが発生した場合

- ① 個人情報保護委員会への報告
- ② 漏えい対象となった被害者ご本人への通知が義務化

義務に違反したり、
虚偽の報告をすると…
最大で1億円の罰金

改正個人情報保護法 第22条の2 より

一定の基準を満たす個人情報の漏えいとは

以下のいずれかに該当する場合をいいます。

クレジットカード情報
漏えい（おそれ）や
不正アクセスによる漏えい
（おそれ）なら
1件でも報告要！

要配慮個人情報
の漏えい、
滅失または毀損
or そのおそれ
(個人の健康状態等)

財産的被害が
発生する
可能性がある
漏えい or おそれ
(クレカ番号や
ネットバンキングID等)

不正の目的を
もって行われた
可能性がある
漏えい or おそれ
(不正アクセス等)

大規模な漏えい
or そのおそれ
(1000件以上)



件数は**1件**から、報告と通知の対象

改正個人情報保護法 第6条の2 より

速報報告

発生後、速やかに（**3～5日以内**）に委員会へ速報報告

※報告先：個人情報保護委員会（内閣総理大臣の所轄に属する行政委員会）

調査・準備

概要 ・ 漏えい等が発生した（おそれのある）個人データの項目
漏えい等が発生した（おそれのある）個人データに係る人数
原因 ・ 二次被害の有無および内容 ・ 本人への対応の実施状況
好評の実施状況 ・ 再発防止のための施策 など

確報報告

発生後、**30日以内**（**不正アクセスが原因の場合60日以内**）に
上記の事項をすべて対応して報告

<ご参考> 下記想定事故事例でかかる費用を報告書に当てはめてみると・・・

<診療所> 売上高1億円

<事故例> 電子カルテのサーバに外部から不正アクセスの可能性があり、
患者の個人情報約10,000件漏えいの可能性

合計 約2,400万円

・原因調査費（ログ解析・検査・人件費等）
約300万円 【参考】ログ解析：
パソコン1台につき約100万円
・パソコン、サーバー等の復旧・修理費
約300万円

・謝罪広告費（新聞掲載等）
約50万円

・見舞金費用
（クオカード500円＋郵送代等200円）
×10,000名 **約700万円**

・弁護士への相談費用 **約150万円**
・コールセンターの設置費用 **約500万円**
・超過勤務手当 **約200万円**

・再発防止策の実施/認証費用
（不正使用監視等） **約200万円**

個人情報保護委員会 宛	
個人データの漏えい等事案の報告について	
平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号に基づき、下記のとおり報告します。	
①報告種別	新規報告・続報（前回報告： 年 月 日） 発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日
②事案の概要	※発覚日、発生日、発覚に至る経緯を含む
③発生事実	<input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 毀損
④漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容	媒体： <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ） 種類： <input type="checkbox"/> 顧客情報 <input type="checkbox"/> 従業員情報 <input type="checkbox"/> その他（ ） 項目： <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> クレジットカード情報 <input type="checkbox"/> 加工方法 <input type="checkbox"/> メールアドレス <input type="checkbox"/> パスワード <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑤漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数	（ ）人 内クレジットカード情報含む（ ）人 ※ 発覚した時点で把握した概数を記載
⑥発生原因	主体： <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 委託先 <input type="checkbox"/> 不明 原因： <input type="checkbox"/> 不正アクセス <input type="checkbox"/> 誤交付 <input type="checkbox"/> 誤送付（メール含む） <input type="checkbox"/> 誤廃棄 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 従業員不正 <input type="checkbox"/> その他（ ） 詳細：
⑦二次被害（そのおそれを含む）の有無	有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 詳細： ※被害が無い又は不明の場合もその理由等を記載してください。
⑧公表（予定）	【事案の公表】 <input type="checkbox"/> あり（予定も含む） 公表（予定） 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 【公表方法 ※ 「あり（予定も含む）」を選択した場合のみ記載】 <input type="checkbox"/> HPに掲載 <input type="checkbox"/> 記者会見 <input type="checkbox"/> 記者クラブ等への資料配布 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑨本人への対応等	有無： <input type="checkbox"/> 対応済（対応中） <input type="checkbox"/> 対応予定 <input type="checkbox"/> 予定なし 方法： ※連絡の有無及び対応内容を含む
⑩再発防止策等	
⑪その他	
※ 前回報告から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引いてください。 (注) 個人情報保護委員会ホームページの報告フォームから報告を行う場合、下線は表示されません。	
公表文（案）	
※ 公表を予定している場合は、公表予定の文案を記載又は添付してください。	

【参考】

S1タイプ
年間保険料(1施設あたり):
29,380円

保険金額:
損害賠償 1,000万円
事故対応特別費用 100万円

サイバーリスクへの備えは大丈夫でしょうか？

医療機関用団体サイバー保険

サイバー攻撃、個人情報漏えいリスクへの
備えは十分ですか？



医療機関用団体サイバー保険の補償内容

① 第三者への賠償責任に関する補償

- サイバー攻撃、情報漏えい、システム管理等に起因して、他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用を補償します。

② 事故時・事故後の対策等に必要の費用の補償

- サイバー攻撃、情報漏えい等の発生に起因して生じる「事故調査」から「解決/再発防止」までの諸費用を補償します。

③ 利益損害・営業継続のために必要の費用の補償（オプション）

- ネットワークを構成する IT 機器等が機能停止することによって生じた利益損害および、営業を継続するための一時的な追加費用を補償します。



医療機関サイバー攻撃の事例

●A 病院にて、2017 年に業務用 PC や医療機器がランサムウェアに感染し、胸部単純 CT を撮影する際に端末が再起動してしまう不具合。

●B 病院にて 2018 年 10 月に、同月に導入したばかりの電子カルテシステムがランサムウェアに感染する被害。
→システム会社のミスでバックアップデータなし。

● 2021 年 10 月、C 病院にてランサムウェアにより、約 8 万 5000 人分の電子カルテが閲覧できなくなった。
(復旧に 2 ヶ月)

お問い合わせ先

このチラシは概要を説明したものです、詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<引受保険会社> 損害保険ジャパン株式会社

滋賀支店法人支社

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 3-20

TEL : 077-523-318

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)⁵⁶

<取扱代理店> 滋賀県医師協同組合 福祉課

〒520-3031 滋賀県栗東市糺 1-10-7

TEL : 077-516-8660

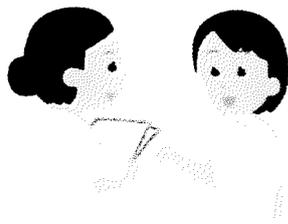
受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

研修の
ご案内病院の外来・診療所の
看護に今求められていること～診療所だからこそその強みを
活かした看護実践～日 時：令和4年8月4日(木)13:50～16:30
受付13:30～会 場：滋賀県看護研修センター
草津市大路二丁目11番51号
※駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください講 師：津田 知子氏 滋賀医科大学医学部看護学科 助教
在宅看護専門看護師

実践報告：中澤 信子氏 こうせい駅前診療所 看護師長

対 象：診療所や外来部門・訪問看護・高齢者施設・障害者施設等
多様な分野で働く看護職

受講料：無料



診療所は在宅医療ケアの要としてその役割が重要です。
しかし診療所で働く看護職は少人数であり互いに情報交換する
機会や研修に参加していただく機会も少ない現状です。

そこで、診療所等で治療を受け在宅で療養されている方を
支えるために、外来看護の機能を再認識していただき、活躍
の無限の可能性や家族を支えることの重要性を学び、滋賀県
内の看護職の現場力の向上を目指すことを目的としています。

申込〆切：8月1日(月)

滋賀県看護協会研修申し込みサイトより
お申し込みください。詳しくは裏面へ。参加費
無料

公益社団法人 滋賀県看護協会 教育部

〒525-0032 滋賀県草津市大路2丁目11-51

TEL：077-564-6699 (教育部直通)



研修 申込方法について

1. 滋賀県看護協会 研修申込サイトに個人登録をしていただいたのち、研修を選んでお申し込みください。



滋賀県看護協会研修申込サイト

また、意見交換や講師に確認したい内容があれば、申し込みサイトの中でご記入ください。事前に講師にお伝えいたします。

2. 研修申し込みサイトにたどり着けない時や個人登録ができない時は、滋賀県看護協会教育部 ☎ 077-564-6699 までご連絡ください。

ステップ1 個人登録

まずは研修申込サイトに個人登録を！

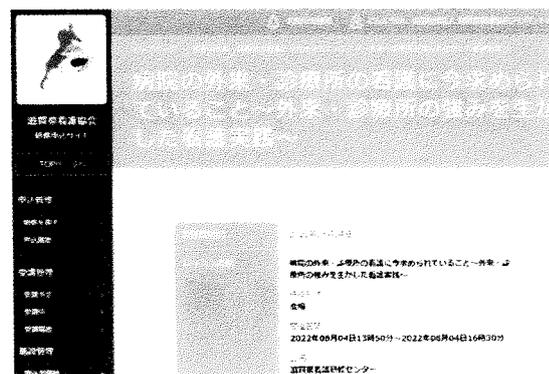


看護協会会員の方は **看護協会会員の方
新規登録** から登録

非会員の方は **看護協会非会員の方
新規登録** から登録

※協会会員の方は、氏名・住所等に変更がある場合は
会員専用ページ「キャリアース」よりお手続き
ください。

ステップ2 研修検索 & 申し込み



ステップ3 受講決定通知

研修申込サイトのマイページ「申込履歴」
と、登録されたメールアドレスに可否通知

<抽選形式の研修>
申込締切後、約2週間前後で受講可否を通知



ステップ4 受講

受付はスマホで完結！



<集合研修>

入室時・退室時に、研修申込サイトの
マイページ からQRコードを読み取る
ことで出席判定をします。

※スマホがなくても安心。入退室時に担当者
にお声かけください。

ステップ5 アンケート回答

スマートフォンもしくは紙でアン
ケートに回答後ご退出ください。



一般社団法人草津栗東医師会
会長 中嶋 康彦 様

野洲市長 栢木 進



子どもの福祉医療費助成制度の年齢引き上げについて

新緑の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、本市行政運営全般にわたり格段のご理解、ご協力を賜るとともに、医療、保健および福祉の向上に日々ご尽力いただき、厚くお礼申しあげます。

さて、本市における福祉医療費助成制度は、令和3年4月1日以降、小学1年生から小学3年生まで通院（1診療報酬明細書当たり500円自己負担）及び入院を現物給付にて行っているところですが、さらなる子育て支援のため令和4年10月診療分から下記のとおり子どもの福祉医療の年齢の引き上げを行います。

つきましては、制度拡充にあたりまして、医療機関の皆様のご協力が不可欠でございます。システム対応等も含めましてご面倒をおかけ致しますが、ご理解ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 制度拡充内容

	現行	変更後
対象者	小学1年生～ <u>小学3年生</u>	小学1年生～ <u>小学6年生</u>
福祉番号	40259095	
自己負担	通院…1診療報酬明細書当たり500円（調剤は自己負担なし） 入院…なし	
助成方法	現物給付（県内医療機関のみ）	

開始時期 令和4年10月診療

※なお、令和4年9月診療分までの小学4年生～6年生の入院及び中学生の入院については今までどおり償還払いとなります。

2. その他

- ・滋賀県国民健康保険団体連合会発行の「滋賀県福祉医療費・精神障害者精神科通院医療費 助成番号一覧表 令和4年8月1日現在」に年齢拡充について掲載予定しております。また、周知ポスターも同封していただく予定ですので届きましたら掲示をお願いいたします。
- ・助成対象者には、申請に基づき、令和4年9月に受給券（オレンジ色）を郵送する予定です。

<連絡先>
〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1
野洲市役所 保険年金課 福祉医療係
TEL 077 587 6081 FAX 077 586 2177
メール nenkin@city.yasu.lg.jp

野洲市子ども医療費助成制度の拡充について(小学1~6年生の通院医療費助成)

野洲市では、令和3年4月診療分以降小学1年から小学3年生までの通院及び入院について助成を行っていますが、さらなる子育て支援を図るため、**令和4年10月診療分**から下記のとおり制度の拡充を行います。

小学1~6年生(当該年度中に満7歳~12歳になる人)について、入院・通院の両方を対象に、現物給付による助成を実施します。(下図参照)

現行			令和4年10月診療分から		
年齢	通院	入院	年齢	通院	入院
10歳(小4) ~ 15歳(中3)	助成なし	償還払い (自己負担なし)	13歳(中1) ~ 15歳(中3)	助成なし	償還払い (自己負担なし)
7歳(小1) ~ 9歳(小3)	現物給付 (自己負担あり)	現物給付 (自己負担なし)	7歳(小1) ~ 12歳(小6)	現物給付 (自己負担あり)	現物給付 (自己負担なし)

○福祉番号：子ども医療(小1~6年生)の福祉番号は「40259095」です。

※現行から変更なし

○有効期間：満7歳に到達する年度の初日(転入は転入日)から、満12歳に到達する年度の末日まで

※満9歳(小3)から満12歳(小6)へ変更

○自己負担金：入院…無 通院…1診療報酬明細あたり500円(調剤報酬明細書には適用しない。)

※現行から変更なし

○申請に基づき、オレンジ色の受給券を送付します。

※ **小学1~6年生のうち、重度心身障害者(児)、母子家庭、父子家庭など他の福祉医療費助成制度の対象となる方については、自己負担金が生じない他の福祉医療費助成制度を優先して適用するため、この受給券(オレンジ色)は交付しません。**

滋賀県内のみ有効			
福祉医療費受給券(子ども)			
福祉番号	40259095	受給者番号	
受給者	居住地	野洲市〇〇番地	
	氏名	野洲 太郎	男
	生年月日	**年**月**日	
有効期間	令和4年10月1日 から 令和〇年〇月〇日 まで		
発行期間の長及び印	滋賀県野洲市長(印)		
交付年月日	令和4年10月1日		
自己負担金	入院:自己負担なし 通院:1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない。)		

守国年第 233 号
令和 4 年 5 月 9 日

一般社団法人 草津栗東医師会
会長 中嶋 康彦 様

守山市長 宮本 和宏
(公印省略)

守山市子ども医療費助成制度の拡大について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の福祉医療行政の円滑な推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、現在通院医療費は、小学 1 年生から 3 年生までの児童を対象に助成を行っているところでございますが、今般、さらなる子育て支援を図るため、対象者を小学 6 年生までの児童に拡大し、同助成を行ってまいりたいと考えております。

つきましては、別紙のとおり今回拡大となる標記制度についてご案内させていただきますので、貴会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 制度の変更点

(1) 対象者の拡大

小学 4 年生から 6 年生までを追加（現行：小学 1 年生から 3 年生まで）

(2) 開始時期

令和 4 年 10 月診療分から ※令和 4 年 9 月診療分までは現行どおり

2 制度概要

別紙資料のとおり

守山市健康福祉部国保年金課長寿福祉医療係 担当：武友
〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号
TEL：077-582-1120 FAX：077-583-3911

守山市 子ども医療費助成制度の拡大について

守山市では、小学1年生から3年生までの通院・入院医療費の現物給付による助成および小学4年生から中学3年生までの入院医療費を償還払いにて助成を行ってききましたが、さらなる子育て支援を図るため、**令和4年10月診療分から**下記のとおり制度の拡大を行います。

《通院医療費》 現行制度に加えて**小学4年生から6年生**までを追加し**現物給付**による助成

《入院医療費》 現在、償還払いにて助成を行っている**小学4年生から6年生**までを**現物給付**により助成 ※中学生は引き続き償還払いにて助成します。

現行制度		
年齢	通院	入院
7歳（小1）から 9歳（小3）	現物給付 （自己負担有）	現物給付 （自己負担無）
10歳（小4）から 15歳（中3）	助成なし	償還払い （自己負担無）



令和4年10月診療分から		
年齢	通院	入院
7歳（小1）から 9歳（小3）	現物給付 （自己負担有）	現物給付 （自己負担無）
10歳（小4）から 12歳（小6）	現物給付 （自己負担有）	現物給付 （自己負担無）
13歳（中1）から 15歳（中3）	助成なし	償還払い （自己負担無）

〈拡大後の制度概要〉

開始時期	◎令和4年10月診療分から ※令和4年9月診療分までは現行どおり	対象者	① 小学1年生～6年生【対象者 約5,600名】 ② 母子家庭・父子家庭で小学1年生～6年生、かつ「自己負担有」
助成方法	◎現物給付 （滋賀県内の医療機関のみ）	自己負担金	◎通院：有（※）、入院：無 ※1診療報酬明細あたり500円、調剤は自己負担無 ※保険診療外の患者負担額、高額療養費・附加給付金相当額は対象外
受給券	①子ども医療（小学4年生～6年生は令和4年9月ごろ新規交付。受給券の色：オレンジ） ②母子家庭・父子家庭で小学1年生～6年生、かつ「自己負担有」 （小学4年生～6年生の既受給者の受給券を差し替え。令和4年8月年次更新時に、受給券の有効期限は令和4年9月30日までとし、令和4年10月1日からの受給券を令和4年9月ごろ交付。受給券の色：ピンク色）		

〈母子家庭・父子家庭への助成〉

小学1年生から中学3年生までの母子家庭・父子家庭における受給資格者につきましては、次の3種類の制度区分のとおり助成します。

【現行制度】		【令和4年10月診療分から】	
① 基準所得を超えない場合	:通院、入院とも自己負担無	① 基準所得を超えない場合	:通院、入院とも自己負担無
② 基準所得を超える場合(小4～中3)	:通院、入院とも自己負担有 ただし、入院医療費は償還払いにて助成	② 基準所得を超える場合(中学生)	:通院、入院とも自己負担有 ただし、入院医療費は償還払いにて助成
③ 基準所得を超える場合(小1～小3)	:通院は自己負担有、入院は自己負担無	③ 基準所得を超える場合(小学生)	:通院は自己負担有、入院は自己負担無

〈拡大後の福祉番号について〉

制度内容	制度種類	対象者	現行福祉番号	令和4年10月以降 福祉番号	自己負担金	
					通院	入院
①小学1年生～6年生(当該年度中に満7歳から12歳になる人)について、通院・入院の両方を対象に、現物給付による助成を行います。	子ども医療(市制度)	小学1年生～3年生	40259079	40259079	有	無
		小学4年生～6年生	—			
②母子家庭・父子家庭の福祉医療費助成を受けている人のうち、小学1年生～6年生で、かつ「自己負担有」の人については、入院の自己負担分を市が助成することにより、「通院のみ自己負担有」とします。	母子家庭(県制度)	小学1年生～3年生	43253079	43253079	有	無
		小学4年生～6年生	43251073			
	父子家庭(県制度)	小学1年生～3年生	44253078	44253078	有	無
		小学4年生～6年生	44251072			
	母子・父子家庭(市制度)	小学1年生～3年生	49255078	49255078	有	無
		小学4年生～6年生	49253073			

公財滋健第 37 号
令和 4 年 5 月 18 日

一般社団法人滋賀県病院協会
公益社団法人滋賀県栄養士会
公益社団法人滋賀県看護協会
滋賀県保険者協議会
一般社団法人滋賀県医師会
県内郡市医師会

}

様

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長 山元 雅司
(公 印 省 略)

特定健診・特定保健指導実践者育成研修の周知について(依頼)

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、当財団の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、今年度も滋賀県より委託を受け、標記の研修を実施します。Zoom によるライブ配信研修と集合研修を併用いたします。
つきましては、貴会員様へ研修を周知いただきますようお願い申し上げます。

<問い合わせ先>
公益財団法人滋賀県健康づくり財団
健診保健部 清水
〒520-0834
滋賀県大津市御殿浜 6 - 2 8
TEL : 077-536-5210 FAX : 077-536-5211

令和4年度 特定健診・特定保健指導実践者育成研修実施要領

- 1 目的 対象者の生活習慣病予防のための行動変容に確実につながる保健指導を展開することができるよう、「標準的な健診・保健指導プログラム」をふまえた保健指導を効果的に推進できる人材を養成することを目的とする。
- 2 実施主体 滋賀県
実施機関 公益財団法人 滋賀県健康づくり財団
- 3 研修日時
基礎編： 第1日令和4年7月26日(火)10:00～17:00
第2日令和4年8月3日(水)10:00～16:40
第3日令和4年8月18日(木)10:00～16:00
応用編： 第1日令和4年7月26日(火)13:30～17:00
第3日令和4年8月18日(木)10:00～12:00
第4日令和4年8月25日(木)10:00～17:00
*7月26日(火)午後、8月18日(木)午前は、基礎編・応用編合同で実施する。
- 4 研修方法
第1日・第2日はZoomによるライブ配信研修とする。
第3日・第4日は集合研修とする。
全日程を通しての受講を原則とする。
- 5 研修場所
第1日・第2日 本部:滋賀県健康づくり財団
第3日・第4日 ニプロ iMEP ニプロホール (草津市野路町 3023)
- 6 対象者 滋賀県内に在住または在勤の、下記(1)～(3)のいずれかに該当する者
(1)医療保険者に所属する医師、保健師、管理栄養士等
(2)市町衛生部門等で生活習慣病予防対策を担当する保健師、管理栄養士等
(3)民間事業者、医療機関等で健診・保健指導事業の委託を受け、当該事業に従事する者
7. 受講範囲
経験年数により、受講範囲を選択する。
基礎編:保健指導初任者(1・2年目)
第3期特定健診・特定保健指導研修未受講者(平成29年度以前の当研修受講者)
応用編:保健指導経験者(3年目以降)
- 8 研修内容 裏面プログラム参照
- 9 定員 基礎編 50名
応用編 30名
- 10 参加費 無料
*ただし、資料として『標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版)』を各自で準備し、既読の上参加のこと。なお、研修評価のためのアンケートに回答することとする。
- 11 申込方法 (1)申込書に必要事項を記入の上、FAX、E-mailにより申し込む。
(2)申込期限 令和4年6月17日(金) 必着
(3)申込先 公益財団法人 滋賀県健康づくり財団 健診保健部 担当 清水
〒520-0834 大津市御殿浜6番28号 TEL 077-536-5210 FAX 077-536-5211
Email jissennshaikusei@gmail.com
- 12 修了証 所定の課程を修了し、講義終了後のアンケートを提出した者には修了証を交付する。

令和4年度 特定健診・特定保健指導実践者育成研修プログラム

第1日		
日時：令和4年7月26日(火)		
ライブ配信 (会場：滋賀県健康づくり財団)		
(会場での受講を併用)		
時間	内容	講師
9:30	受付開始	
9:50	オリエンテーション	
10:00 (120分)	<p style="text-align: center;">■■ 基礎編 ■■</p> 「健診・保健指導の理念・制度・仕組み」 「特定保健指導の流れ」 「保健指導(概論) 保健指導の基本的事項」 (「情報提供」、「動機づけ支援」、 「積極的支援」の概要) 「保健指導の評価」 「ICTを活用した保健指導」 「データヘルス計画と保健事業」	慶應義塾大学医学部 衛生学公衆衛生学 教授 岡村 智教 氏
12:00 (30分)	「滋賀県の特定健診・特定保健指導の現状」	滋賀県庁医療保険課 大槻 奈瑠美 氏
12:30	昼食休憩	
13:30 (180分)	<p style="text-align: center;">■■ 基礎編・応用編 ■■</p> 「メタボリックシンドロームの概念」 「メタボリックシンドロームの各論」 「健診結果と身体変化・生活習慣の関連」	滋賀医科大学 糖尿病内分泌・腎臓内科 講師 藤田 征弘 氏
16:30 (30分)	「Q&A」 「まとめ」	滋賀県健康づくり財団 参与 吉川 隆一 氏
17:00	終了	

第2日		
日時：令和4年8月3日(水)		
ライブ配信 (会場：滋賀県健康づくり財団)		
(会場での受講を併用)		
時間	内容	講師
9:30	受付開始	
10:00 (60分)	<p style="text-align: center;">■■ 基礎編 ■■</p> 「たばこに関する保健指導」	滋賀医科大学 IR室 准教授(室長) 森野 勝太郎 氏
11:00 (60分)	「身体活動・運動に関する保健指導」 (睡眠・休養も含める) (身体活動プログラムの体験も含む)	健康運動指導士 中原 今日子 氏
12:00	昼食休憩	
13:00 (60分)	「歯科保健に関する保健指導」	国立保健医療科学院 生涯健康研究部 特任研究官 安藤 雄一 氏
14:00 (90分)	「食生活に関する保健指導」 (栄養アセスメントの演習も含む)	滋賀県栄養士会 地域活動事業部 管理栄養士 大田 初代 氏
15:30	休憩	
15:40 (60分)	「アルコールに関する保健指導」	大阪大学大学院医学系研究科 保健学専攻総合ヘルスプロモーション科学講座 教授 樺山 舞 氏
16:40	終了	

第3日		
日時：令和4年8月18日(木)		
会場：ニプロIMEP ニプロホール		
時間	内容	講師
9:30	受付開始	
10:00 (120分)	<p style="text-align: center;">■■ 基礎編・応用編 ■■</p> 行動変容に関する理論と実践	生活習慣病予防研究センター 代表 岡山 明 氏
12:00	昼食休憩	
13:00 (180分)	<p style="text-align: center;">■■ 基礎編 ■■</p> <技術編レベルI> ※初回面接(ロールプレイも含む) ※継続面接の内容 ※継続支援の電子メール、手紙の書き方 ※保健指導の記録の書き方 ※保健指導の評価	(引き続き) 生活習慣病予防研究センター 代表 岡山 明 氏
16:00	終了	

第4日		
日時：令和4年8月25日(木)		
会場：ニプロIMEP 多目的室		
時間	内容	講師
9:30	受付開始	
10:00 (120分)	<p style="text-align: center;">■■ 応用編 ■■</p> <技術編レベルII> 「特定健診・特定保健指導、生活習慣病予防に関する最新情報」 ※ICTを活用した保健指導 ※対象集団におけるアウトプット評価・アウトカム評価	聖隷健康診断センター 所長 武藤 繁貴 氏
12:00	昼食休憩	
13:00 (240分)	<保健指導の応用> ※環境・地域資源を踏まえた保健指導(ボ ピュレーションアプローチとの運動) <技術編レベルII> ※困難事例の検討 ハイリスク者、無関心期、 繰り返し特定保健指導の対象となる者等 ※グループ支援の方法	(引き続き) 聖隷健康診断センター 所長 武藤 繁貴 氏
17:00	終了	

※第1日・第2日はライブ配信による受講を基本とします。通信環境の整わない方は会場にて受講が可能です。

※第3日・第4日は状況により、ライブ配信となる場合があります。

「令和4年度特定健診・特定保健指導実践者育成研修」のご案内

滋賀県では、生活習慣病対策全体を効果的に推進できる人材を養成することを目的とし、『健診・保健指導の研修ガイドライン』に基づく研修として、保健指導初任者に対する基礎研修、ならびに、経験者の指導力向上をめざす研修を、滋賀県健康づくり財団に委託して開催します。

研修は5年ごとの受講が望ましいとされていますので、初任者はもちろん第3期特定健診・特定保健指導研修を受けたことがない方(平成29年度以前に研修を受けた方)も、ぜひご参加ください。

- 研修内容の詳細につきましては、実施要領、プログラムをご参照ください。
- 全日程を通しての受講を原則とします。
- 受講方法は、第1日・第2日はZoomによるライブ配信研修で、通信環境の整わない方は滋賀県健康づくり財団での受講が可能です。第3日・第4日は集合研修です。
- 申込み多数の場合は、初回受講者、第3期研修未受講者を優先します。
- 『標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】』につきましては、厚生労働省HPを参照、または書店等で購入し、必ず既読の上ご参加ください。
厚生労働省HP : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194155.html>
- 研修の評価のため、受講者には事前・講義日・終了時・6か月後に、所属管理者へは6か月後に行うアンケートに回答をお願いします。
* 事前・終了時・6か月後のアンケートにつきましてはgoogleフォームまたはメールで行います。(対応が難しい方につきましては、書面をお送りします。)
- オンライン受講の方法について
 - ・ 今回のライブ配信はZoomミーティングを使用します。通信環境(*1)と通信機器(*2)を準備してください。通信費用等は受講者のご負担となります。
 - *1 通信環境:600kbps(上り/下り)
 - *2 通信機器:PC、タブレットなど
 - ・ Zoom ミーティングのアプリを事前にダウンロードし、最新のバージョンへ更新しておいてください。
 - ・ 研修終了後にメールでお送りするアンケートにご回答お願いいたします。
 - ・ 講義資料は受講者各自でURLにアクセスし、ファイルをダウンロードしていただきます。

<集合研修について>

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、安全な開催が困難と判断する場合は開催が延期・中止になる場合がございます。ご理解の程よろしくお願いたします。
中止となった場合、今年度受講者には来年度の研修を優先的にご案内いたします。

■ 感染症拡大防止対策として下記を実施いたします。

- ◎フィジカルディスタンスを確保した会場での開催
 - ・県外講師はオンライン講義となる場合があります。
- ◎会場内の定期的な換気
- ◎机等の備品除菌
- ◎手指消毒剤の設置
- ◎開催スタッフの体調管理の実施

■ 受講者様へのお願い

- ・当日の朝、検温し、受付時に体温をお伝えください。
- ・体調をご確認の上、発熱・咳等の症状がみられる方は参加をお控えください。
- ・マスクを着用の上ご参加お願いいたします。
- ・換気のため会場の温度が上下する場合がございますので、体温調整の効く服装でお越しください。
- ・水分補給をしっかりと行ってください。水筒もしくはペットボトル等の蓋のある容器のみ会場内へ持ち込み可能です。

■ ニプロの駐車場はご利用いただけません。

公共交通機関、近隣有料駐車場等をご利用ください。交通費及び駐車費用は受講者負担となります。

<問い合わせ先>

公益財団法人 滋賀県健康づくり財団 健診保健部 担当 清水
〒520-0834 大津市御殿浜6番28号
TEL 077-536-5210
FAX 077-536-5211
Email jissennshaikusei@gmail.com

令和4年度 特定健診・特定保健指導実践者育成研修 参加申込書

フリガナ		職 種	医師・保健師・看護師・管理栄養士 その他()
氏 名		経験 年数	職 歴 (年 月) 特定保健指導歴 ・あり (年 月) ・なし
受講経験	初めて ・ 過去にあり (いつ: 年度) ・ 不明		
特定保健指導実施予定	実施予定あり(積極的支援 ・ 動機づけ支援 ・ 情報提供) ・ 実施予定なし		
所属先	郵便物が届くよう、所属のある方は部課名までお書きください。		
受講を希望する内容	当てはまるものに○をつけてください。		
	受講分野	基礎編 () ・ 応用編 ()	
	第1日・第2日について、滋賀県健康づくり財団での受講を希望される方は○をつけてください。		
	基礎編:第1日(7月26日) 滋賀県健康づくり財団での受講 () 第2日(8月3日) 滋賀県健康づくり財団での受講 () 応用編:第1日(7月26日) 滋賀県健康づくり財団での受講 () ※8月18日、8月25日は集合研修のみ		
* 受講案内等の送付先 → ご自宅 ・ 所属先			
フリガナ			
住 所	〒 -		
メール アドレス	* 必須 *		
TEL			
FAX			

*こちらの参加申込書は滋賀県健康づくり財団 HP よりダウンロードできます。

滋賀県健康づくり財団 HP : <http://www.kenkou-shiga.or.jp/>

* 個人情報⁶⁹は財団が定める「個人情報の取り扱いについて」※当財団ホームページにてご確認頂くことができます。に従って適切に保管し、この研修運営および個人が識別されない形での統計・調査研究にのみ活用します。

*6月末までにこちらからの連絡がない場合は受講可能とお考えください。

受講決定通知は、準備が整い次第発送します。

滋医政第544号
令和4年(2022年)5月24日

一般社団法人滋賀県医師会長
一般社団法人滋賀県病院協会
各地域医師会長
各消防本部(局)消防(局)長
大津市保健所長
各保健所長
防災危機管理局長

様

滋賀県健康医療福祉部長
(公印省略)

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について(通知)

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

医療機関名	所在地
医療法人弘英会琵琶湖大橋病院	大津市真野五丁目1番29号
東近江市立能登川病院	東近江市猪子町191番地

講演会・研修会等のご案内

第3回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
6月5日(日) 14:30～19:00	産業医研修会	男女共同参画センター G-NETしが 大ホール 近江八幡市鷹飼町80-4	1.「色覚異常の基本と職場での配慮事項」(仮題) むらき眼科 院長 村木 早苗 先生 2.「事例に見るメンタルヘルスの実際」(仮題) バイオメンタルクリニック 院長 石黒 淳 先生 3.「腰痛、膝関節痛の対策」(仮題) びわこ成蹊スポーツ大学 スポーツ学部スポーツ学科 教授 保健センター長 小松 猛 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報4月号・FAXにて案内済	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: (申請中) 基礎 実地1.5単位 後期3.0単位 生涯 実地1.5単位 専門3.0単位
★ 6月26日(日) 14:30～19:00	産業医研修会	滋賀県立文化産業交流会 館 小劇場 米原市下多良2丁目137	1.「産業医のためのSBIRITS(エスバーツ:飲酒スクリーニング、簡易介入、 専門治療・相談機関・自助グループへの紹介)の進め方」(仮題) 滋賀県立精神医療センター 精神科部長 濱川 浩 先生 2.「両立支援について」(仮題) 滋賀産業保健総合支援センター 副所長 吉川 昌毅 氏 3.「産業医活動関連法改正と通達」(仮題) 一般財団法人近畿健康管理センター 理事長 木村 隆 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報5月号・FAXにて案内予定	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: (申請中) 基礎 後期4.5単位 生涯 更新1.5単位 専門3.0単位
★ 7月2日(土) 15:00～18:00	滋賀県医師会スポーツ医研修会 (第10回びわこスポーツ医学カン ファレンス)	ピアザ淡海 滋賀県立県民 交流センター 大会議室 大津市におの浜1-1-20	①「競泳滋賀県代表チームの帯同トレーナーとしての経験 水泳選手のコンディショニング」 滋賀県水泳連盟帯同トレーナー 理学療法士 中島 彩 先生 ②「指導者から見た水泳の競技特性とジュニア世代の注意点」 堅田イトマンスポーツクラブ 奥谷 直史 先生 ③「水泳のスポーツ障害とコロナ禍でのオリンピックの経験、そして金メダル！」 はたスポーツ整形クリニック 院長 畑 正樹 先生 イトマン東進 大橋 悠依 氏	滋賀県 医師会	スポーツ医担当 会報5月号・FAXにて案内予定	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定健康スポーツ医 制度再研修2単位 (申請中)
★ 7月28日(木) 14:00～15:00	令和4年度死体検案研修会 (草津栗東医師会)	草津市立市民総合交流セ ンター 草津市大路二丁目1-35	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★ 7月29日(金) 14:30～15:30	令和4年度死体検案研修会 (高島市医師会)	高島市民病院 高島市勝野1667	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★ 9月27日(火) 14:30～15:30	令和4年度死体検案研修会 (近江八幡市蒲生郡医師会)	竜王町公民館 蒲生郡竜王町大字小口276-1	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★ 9月28日(水) 14:00～15:00	令和4年度死体検案研修会 (彦根医師会)	彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター 彦根市八坂町1900-4	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★ 9月29日(木) 15:00～16:00	令和4年度死体検案研修会 (東近江医師会)	東近江地域医療支援セン ター 東近江市中小路町483-4	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★ 10月27日(木) 14:00～15:00	令和4年度死体検案研修会 (守山野洲医師会)	守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★ 12月22日(木) 15:00～16:00	令和4年度死体検案研修会 (大津市医師会)	琵琶湖ホテル 大津市浜町2-40	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★ 令和5年1月26日(木) 14:00～15:00	令和4年度死体検案研修会 (甲賀湖南医師会)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★ 令和5年3月23日(木) 15:30～16:30	令和4年度死体検案研修会 (湖北医師会)	北ビワコホテルグライツィエ 長浜市港町4-17	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位

・ 5 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年5月19日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 5/20 (金)	恩賜財団滋賀県済生会 第1回支部理事会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	★
R4/ 5/24 (火)	中絶審査・指定医師証手渡し	2:00 PM (~)	応接室	県医師会	★
R4/ 5/25 (水)	指定医師証手渡し	2:00 PM (~)	応接室	県医師会	★
R4/ 5/25 (水)	第4回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 5/26 (木)	部落解放研究第30回滋賀県集会実行委員会総会	10:00 AM (~ 11:30 AM)	解放県民センター光荘	その他	★
R4/ 5/26 (木)	個別指導(診療所/一般) 04年度診療所1 5月①	2:00 PM (~ 4:30 PM)	大津びわ湖合同庁舎5階 共用会議室	国、県	★
R4/ 5/26 (木)	滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会 将来構想プロジェクトチーム会議(Web会議)	3:30 PM (~)	滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会事務局(滋賀県立総合病院内)	その他	★
R4/ 5/27 (金)	滋賀県後期高齢者医療審査会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	調整中	県	
R4/ 5/27 (金)	令和4年度都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会(Web会議)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	日医	
R4/ 5/30 (月)	公益財団法人滋賀県健康づくり財団 第50回理事会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県健康づくり財団 大会議室	関連団体	
R4/ 6/ 1 (水)	第5回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 6/ 2 (木)	会計監査	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 6/ 2 (木)	第1回滋賀県医師キャリアサポートセンター懇談会	4:30 PM (~ 5:30 PM)	滋賀医科大学 一般・基礎講義棟 第1講義室	関連団体	★
R4/ 6/ 3 (金)	第11回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 3 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 4 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル タワーウエスト	近医連	
R4/ 6/ 5 (日)	産業医研修会	2:30 PM (~ 7:00 PM)	G-NETしが 男女共同参画センター 大ホール	県医師会	
R4/ 6/ 7 (火)	第3回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階応接室	県医師会	
R4/ 6/ 7 (火)	代議員会財務委員会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 6/ 9 (木)	第51回滋賀県産業医学会	2:40 PM (~ 5:00 PM)	草津市立市民交流プラザ 草津市野路1丁目15番5号	関連団体	★
R4/ 6/ 9 (木)	公益社団法人滋賀医学国際協力会 理事会	5:30 PM (~)	滋賀医科大学 中会議室	その他	
R4/ 6/12 (日)	第74回滋賀県獣医師会通常総会	2:00 PM (~ 4:30 PM)	ホテルポストプラザ草津びわ湖 3階 リンカーンボールルーム	関連団体	★
R4/ 6/14 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R4/ 6/15 (水)	公益財団法人滋賀県健康づくり財団 評議員会	2:00 PM (~)	滋賀県健康づくり財団 大会議室	関連団体	
R4/ 6/16 (木)	第222回定例代議員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	琵琶湖ホテル 瑠璃	県医師会	
R4/ 6/16 (木)	令和4年度人権学習会	3:30 PM (~ 4:20 PM)	琵琶湖ホテル 瑠璃	県医師会	
R4/ 6/18 (土)	第69回近畿学校保健学会	9:10 AM (~ 4:40 PM)	滋賀大学教育学部 講義棟 21,24,27,28講義室 大津市平津2-5	関連団体	★
R4/ 6/20 (月)	滋賀県運営適正化委員会 第2回苦情解決合議体	1:30 PM (~ 3:30 PM)	県立長寿社会福祉センター 1階 会議室	その他	★

・ 6 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年5月19日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 6/20 (月)	妊婦健診事業打ち合わせ	2:00 PM (~ 3:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/ 6/21 (火)	令和4年度 第1回滋賀県死因究明等推進協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県病院協会 会議室	県	★
R4/ 6/22 (水)	第6回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 6/22 (水)	滋賀県がん診療連携協議会 第1回診療支援部会	5:00 PM (~ 6:30 PM)	Zoomによる開催	県	★
R4/ 6/24 (金)	第12回近医連常任委員会	5:00 PM (~)	山の上ホテル	近医連	
R4/ 6/25 (土)	第151回日本医師会定例代議員会	9:30 AM (~)	日本医師会	日医	
R4/ 6/26 (日)	第152回日本医師会臨時代議員会	9:30 AM (~)	日本医師会	日医	
R4/ 6/26 (日)	産業医研修会	2:30 PM (~ 7:00 PM)	県立文化産業交流会館 小劇場	県医師会	
R4/ 6/30 (木)	第57回滋賀県献血協会理事会	2:00 PM (~ 3:30 PM)	県庁会議室にて調整中	県	★
R4/ 7/ 2 (土)	スポーツ医再研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医会共催)	3:00 PM (~ 6:00 PM)	ピアザ淡海 大会議室 7月9日→7月2日へ変更	県医師会	
R4/ 7/ 6 (水)	第7回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 7/ 7 (木)	第4回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 7/ 8 (金)	第1回滋賀県在宅医療等推進協議会	6:00 PM (~ 8:00 PM)	県庁 北新館 5-A会議室 Zoom併用予定	県	★
R4/ 7/12 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R4/ 7/14 (木)	第3回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 7/19 (火)	自浄作用活性化委員会・診療情報開示苦情処理委員会	3:00 PM (~)	3F会議室 応接室(控室)	県医師会	★
R4/ 7/20 (水)	第8回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 7/23 (土)	産業医研修会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	今津サンブリッジホテル	県医師会	★
R4/ 7/28 (木)	第44回近畿学校保健連絡協議会	1:30 PM (~ 4:30 PM)	栗東芸術文化会館さくら 大ホール	関連団体	★
R4/ 7/28 (木)	令和4年度 死体検案研修会(草津栗東医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	草津市民総合交流センター	県医師会	★
R4/ 7/29 (金)	令和4年度 死体検案研修会(高島市医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	高島市民病院	県医師会	★
R4/ 8/ 8 (月)	第5回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 8/ 9 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R4/ 8/10 (水)	第9回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 8/24 (水)	第10回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 8/27 (土)	令和4年度 医療福祉・在宅看取りの地域創造会議 総会、研修会	2:00 PM (~)	キラリエ草津	県	★
R4/ 9/ 7 (水)	第11回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 9/ 8 (木)	第6回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	

・ 9 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年5月19日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 9/13 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R4/ 9/15 (木)	第4回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 9/21 (水)	第12回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 9/27 (火)	令和4年度 死体検案研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	竜王町公民館	県医師会	★
R4/ 9/28 (水)	令和4年度 死体検案研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	くすのきセンター	県医師会	★
R4/ 9/29 (木)	令和4年度 小児救急医療地域医師研修会(大津市医師会)(予定)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	予定	県医師会	
R4/ 9/29 (木)	令和4年度 死体検案研修会(東近江医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	★
R4/10/ 4 (火)	滋賀県がん診療連携協議会 第2回研修推進部会	4:30 PM (~ 6:00 PM)	Zoomによる開催	県	★
R4/10/ 5 (水)	第13回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/10/ 6 (木)	滋賀県がん診療連携協議会 第2回診療支援部会	5:00 PM (~ 6:30 PM)	Zoomによる開催	県	★
R4/10/ 7 (金)	第7回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/10/ 8 (土)	近医連学校医研究協議会第1回理事会	2:30 PM (~)	ホテルグランヴィア大阪	近医連	
R4/10/11 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R4/10/13 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/10/15 (土)	令和4年度全国医師会勤務医部会連絡協議会	10:00 AM (~ 5:25 PM)	ANAクラウンプラザホテル グランコート名古屋	日医	★
R4/10/16 (日)	令和4年度近畿府県合同防災訓練(滋賀県総合防災訓練)	7:00 AM (~)	旧長浜北高等学校跡地(滋賀県長浜市)	県	
R4/10/19 (水)	第14回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/10/23 (日)	リーダーシップ研修会(予定)	10:00 AM (~ 5:00 PM)	ホテル ポストプラザ草津びわ湖	県医師会	
R4/10/26 (水)	小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター)3F	県医師会	★
R4/10/27 (木)	令和4年度 死体検案研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	守山市すこやかセンター	県医師会	★
R4/10/27 (木)	令和4年 小児救急医療地域医師研修会(東近江医師会)(予定)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	
R4/10/29 (土)	小児救急医療地域医師研修会(甲賀湖南医師会)	4:00 PM (~ 5:00 PM)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256番地	県医師会	★
R4/11/ 8 (火)	第8回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/11/ 9 (水)	第15回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/11/11 (金)	第53回全国学校保健・学校医大会会長招宴(予定)	10:00 AM (~ 6:00 PM)		日医	
R4/11/12 (土)	第53回全国学校保健・学校医大会(予定)	10:00 AM (~ 6:00 PM)	主会場:岩手県(メロポリタン盛岡)	日医	
R4/11/15 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R4/11/17 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	

・ 1 1 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年5月19日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/11/19 (土)	(予定)スポーツ医再研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医会共催)(秋期滋賀県スポーツ医会勉強)	(~)		県医師会	
R4/11/30 (水)	第16回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/12/9 (金)	第9回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/12/13 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R4/12/14 (水)	第17回理事会(12月15日に変更)	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/12/15 (木)	第17回理事会(12月14日から変更)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R4/12/22 (木)	小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会) (予定)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	すこやかセンター3階講習室	県医師会	
R4/12/22 (木)	令和4年度 死体検案研修会(大津市医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	★
R5/1/10 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R5/1/12 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R5/1/25 (水)	第18回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/1/26 (木)	令和4年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	★
R5/2/8 (水)	第19回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/2/14 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R5/2/14 (火)	滋賀県がん診療連携協議会 第3回研修推進部会	4:30 PM (~ 6:00 PM)	Zoomによる開催	県	★
R5/2/16 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/2/19 (日)	第71回近医連学校医研究協議会総会・第2回理事会	10:30 AM (~)	神戸ポートピアホテル	近医連	
R5/2/22 (水)	第20回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/2/25 (土)	マネジメント研修会	1:00 PM (~ 5:00 PM)	ピアザ淡海 305会議室	県医師会	
R5/3/8 (水)	第21回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/3/14 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R5/3/16 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/3/22 (水)	第22回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/3/23 (木)	令和4年度 死体検案研修会(湖北医師会)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	北ビワコホテルグラツィエ	県医師会	★
R5/3/24 (金)	公益財団法人滋賀県健康づくり財団 第52回理事会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県健康づくり財団 大会議室	関連団体	★

草津栗東医師会・行事予定表

令和4年 6月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月			
7	火			
8	水			
9	木			
10	金			
11	土			
12	日			
13	月			
14	火			
15	水	第195回 草津栗東医師会循環器研究会 (WEB配信)	20:00~21:30	クサツエストピアホテル(本部)
16	木			
17	金			
18	土	6月理事役員会	14:00~15:30	キラエ草津303会議室
19	日			
20	月			
21	火			
22	水			
23	木			
24	金			
25	土	6月例会・診療科紹介	14:30~16:30	エストピアホテル
		学術講演会	16:30~17:30	
26	日	ゴルフ同好会		三鈴カントリー倶楽部
27	月			
28	火			
29	水			
30	木			